改めて公共空間の自由利用について考える

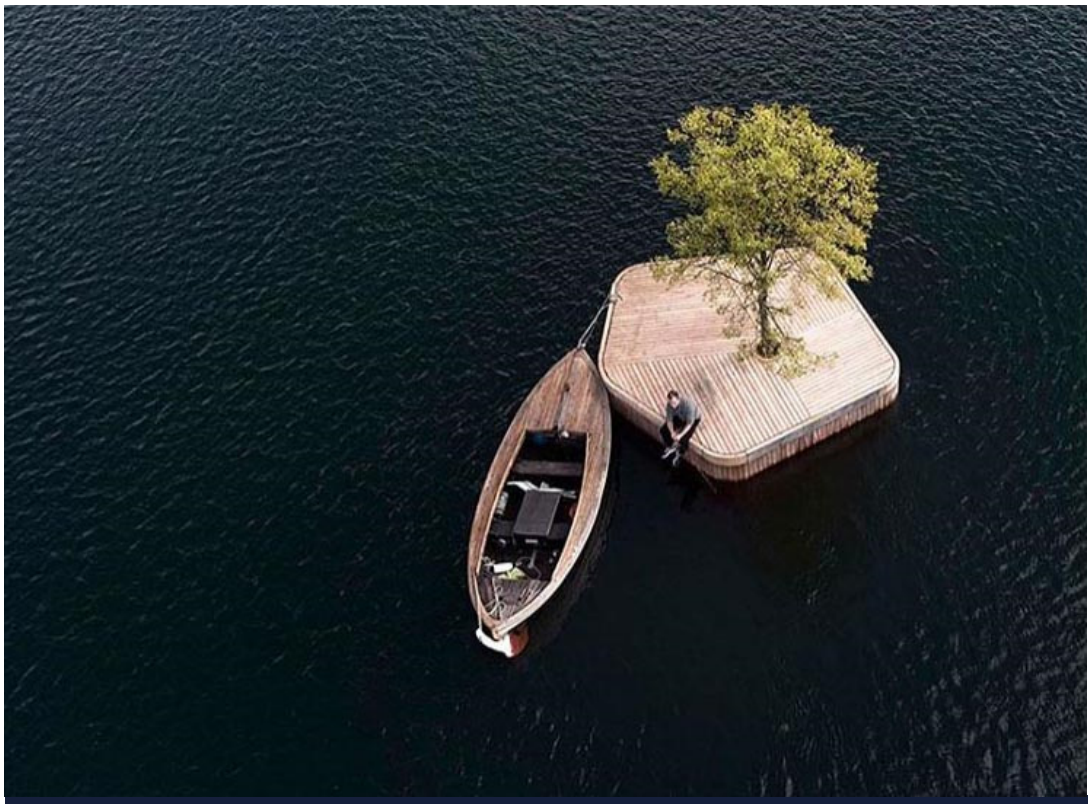

designboomjp #marshallblecher と #fokstrot による #デンマーク #コペンハーゲン の 新しい #パブリックスペース の形、#仮設 の #島

ＪＵＤＩ関西

都市環境デザイン会議関西ブロック　2018 年第１回セミナー

改めて公共空間の自由利用について考える

趣旨

2017 年の１月に＜公共的なオープンスペースにおける商活動について～その社会的な意義を探る＞というテーマでセミナーを行なった。これを踏まえて今回は標記をテーマとし、公共空間の自由利用について、改めてその根本から考えることにしたい。

鳴海邦碩

＜講師と論点＞

・マーサ・ヌスバウムの「具体的生活の人権」を保障する空間としての公共空間の意味付けについて論じる。（鳴海邦碩：大阪大学名誉教授）

・コモンズや通行権道（right of way）の伝統をもつイギリスで、公共空間はどのように形成されたのか、その利用を通じて考える。（坂井文：東京都市大学　教授）

・公園をお気に入りの場所にするパークカフェなどの活動から、公共空間の空間価値とその活用の可能性について考える。（岡絵理子：関西大学　教授）

・ルール化によらない「公共空間の野生的利用」の実践を通じて、公共空間利用の原点を考える。（笹尾和宏：水辺のまち再生プロジェクト事務局）

＜コメンテーター＞

・「何でもできる公園づくり」の観点から（藤本真理：兵庫県立人と自然の博物館研究員、兵庫県立大学自然・環境科学研究所　講師）

・行政の立場から（綾野昌幸：伊丹市教育委員会・都市活力部）

日時：2018 年 1 月 27 日（土）

13 時 30 分頃開場、14 時開始、17 時頃終了

場所：(株)地域計画建築研究所（アルパック）大阪事務所会議室

大阪市中央区今橋３丁目１－７　日本生命今橋ビル１０階

＜目　次＞

改めて公共空間の自由利用について考える～公共空間の意味付け
解題と問題提起……鳴海邦碩　1

プレゼンテーション①
公共空間の形成：
イギリスのスクエアと公園の歴史から考える……坂井　文　10

プレゼンテーション②
公園をお気に入りの場所にするパークカフェなどの活動から
公共空間の空間価値とその活用の可能性について考える……岡絵理子　16

プレゼンテーション③
ルール化によらない公共空間の野生的利用の実践を通じて、
公共空間利用の原点を考える……笹尾和宏　22

コメントとディスカッション……藤本真里、綾野昌幸、発表者ほか　30

プロフィール……　50

改めて公共空間の自由利用について考える～公共空間の意味付け

解題と問題提起

鳴海邦碩

１．はじめに

昨年１月に開催した特別セミナーは、「公共的なオープンスペースにおける商活動～その社会的な意義を探る」というテーマで行いました。記録は以下に掲載されているので参照してください（http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gakugei/judi/index.htm　特別セミナー:公共的なオープンスペースにおける商活動～その社会的な意義を探る～／講演記録）。

今回はこれを引き継ぐ形で、「改めて公共空間の自由利用について考える」をテーマにし、公共空間の自由利用について、改めてその根本から考えてみたいと思っています。

公共空間の評価については、景観形成、環境保全、防災、レクリエーション等の視点がありますが、一方で、集客ばかりが強調されがちな傾向にあります。集客は大事な視点ですが、それを重視しすぎると、本来、公共空間が果たすべき役割が見失われることが危惧されます。

そこで、マーサ・ヌスバウムが提唱するケイパビリティ（潜勢能力）や自由空間論の観点から公共空間の自由利用に考えてみたいと思います。

２．出発になった二つの観点

（１）人間の中心的な機能的ケイパビリティ（潜勢能力）のリスト

これはマーサ・ヌスバウムが提唱する考え方で「基本的人権」ともいわれます。図１に示されています。この考え方は、1997 年に JUDI 関西のフォーラムにおける、伊東道生の講演「現代都市のリアリティ」の「権利の可能性の場としての環境」の部分で紹介されました。

その２年後に行われた JUDI セミナー（1999 年）「故郷の景観について」のなかで、中村伸之から次のような発言がありました。

「私が失業していた時代、家にいてもしかたがないので公園に行きました。だだっ広い、 人がぽ

生命	正常な長さの人生を全うできること。早死にしないこと。尊厳のある生活をすること。	
身体的健康	健康であること。適切な栄養を摂取し、適切な住居に住めること。	
身体的保全	自由に移動でき、暴力などに抗する主権者として、身体的境界を持つこと。	
感覚・想像力・思考	これらの感覚を使えること。識字能力を持つこと。教育を受けることができること。思想・信仰・表現の自由を持つこと。	
感情	愛せること、嘆けること。切望や感謝や正当な怒りを経験できること。	
実践理性	よき生活の構想をたて、人生計画について批判的に熟考（批判的内省）ができること。良心の自由を持つこと。	
連帯	A	他人と一緒に、他人のために生きることができること。他人を受け入れ、関心を示すことができること。集会・政治的発言の自由などの、さまざまな社会参加ができること。他人の立場を想像し、その立場に同情できること。
	B	自尊心を持ち、屈辱を受けることのない社会的基盤を持つこと。他人と等しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。（あらゆる差別から護られることを含意する）
自然との共生	動物、植物、自然界に関心を持ち、それらと関わって生きること。	
遊び	笑い、遊び、レクリエーション活動（気晴らし）を楽しめること。	
環境のコントロール	A　政治的	自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。政治的参加の権利を持ち、言論と結社の自由が守られること。
	B　物質的	形式的のみならず、真の機会という意味でも、資源や財産を持つこと。他人と対等の財産権を持つこと。他者と同じ基礎に立って雇用を求める権利を持つこと。令状のない捜査や拘束の禁止下にあること。

図１　人間の中心的なケイパビリティのリスト
小笠原春菜「ケイパビリティ･アプローチの再検討---自由と必要」『千葉大学人文社会科学研究』第 17 号、2008 年、より

図２　中村が佇んだかもしれない京都の鴨川

つぽつといるような公園に行くと居心地がいいわけです。 そこで不幸なんだけれども、 なんとなく幸福感があるという不思議な時間を体験したことがありました。鴨川などでも向こう岸とこちら側で人がいて、 妙な連帯感がある。こちらも暇だし、 向こうも一人で寂しそうだし、 かといって声をかけるのも可笑しいしというところで、コミュニティというのとは違う負の連帯感のようなものを味わったことがあります。（敗者に優しい空間を）」

この公園における中村の一種の幸せ感は、ヌスバウムのリスト、例えば「愛せること、嘆けること～～」「笑い、遊び、レクリエーション活動を楽しめること」などに当てはまるように思います。

一方、公園や緑地の機能は一般的に図 3 のように示されます。項目が抽象化されてしまい、人間の気持ちの機微が消えてしまう。そこで伊東や中村の示唆した観点から公共空間の役割を考えることが必要ではないかと気付かされたわけですが、それを議論する機会をなかなかつくることができませんでした。今回のセミナーの背景の一つにこのことがあります。

（2）自由空間と原っぱ

私が『都市における自由空間の研究』というタイトルの博士論文（京都大学）を提出したのが 1978 年でした。その後、『都市の自由空間』という本を中公新書として出版しました（1982 年）。最近気付いたのですが、松田道雄が『自由を子供に』という岩波新書を 1973 年に出版し、そのなかで「自由空間」について論じているのです。

松田道雄は京都で開業していた小児科医で、引退後、子供教育の本をいろいろ書いた人です。彼は、自由空間を子どもが大人に管理されることなく、自分の好きなことをして遊べる空間として、『自由を子供に』のなかで次のように述べています。

「自由空間は子どもに何をあたえたでしょうか。それは自由のよろこびです。自由がたのしいのはエネルギーの氾濫を感じるからです。いちばんスムースにエネルギーが流れだすのは自分の個性にあっているときです。だからそのとき自分が自分の主人であると感じるのです。エネルギーが、そとにある抵抗にうちかって氾濫するなら、それが創造です。エネルギーが、自分のなかで泉のよ

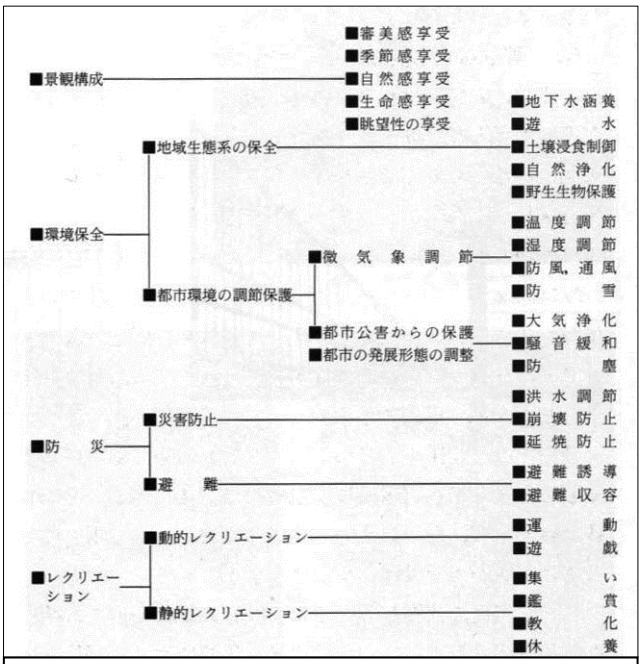

図 3　公園緑地の機能　（社）日本都市計画学会編『都市計画図集』技法堂出版、1978、より

うに湧くままにこぼれ、こぼれるままに湧く状況が怠惰です。創造も自由のよろこびですが、何もしないでいられることも自由のよろこびです」。

「今（当時）は大学に入ってはじめて自由空間を見つける」とも言っています。

自由空間は「原っぱ」でもありました。松田は次のように書いています。

「子どもから自由空間をうばったのは「高度成長」です。～道路を自動車が占領し～～、原っぱや、都市のまわりにあった空地や庭もなくしてしまいました」。

同じころ、1972 年、奥野健男は『文学における原風景』のなかで次のように述べています。

「～原っぱは野原の切れっぱし、～都会の中にまざれ込んだ自然、～古代の原野。～～今まであった古い店や邸が、あっという間に壊され、樹は伐られ、ブルドーザーでならされ、勿然とビルの鉄骨がそびえている」。

「原っぱで子供たちは～～蝉、とんぼ、いろんな虫を採る。みみずを掘る。石や金具やかわらけを集める。どんぐりや椎の実を拾い、木に登り、雑草をひっこ抜き、根っ子を掘る。～～ひとつとして農耕、農民を真似した遊びはない、すべて採集、狩猟文化時代の真似である」。

同じころ、筆者も「原っぱ論」書いており、都市化の影響が顕著だったことがうかがわれます

（「現代における無用の意味」上田篤・鳴海邦碩『市民』６号、1972 年）。

（３）空地の思想とビオトープ

建築家の大谷幸夫は 1979 年に『空地の思想』という本を書いています。その中で「留保する、余地を残す、という考え方は、私たちには総てが見えているわけではない、ということの自覚を基礎としている」と書いています。

余地の代表的な原っぱが失われ、都市空間は定義づけられた、あるいはラベルが貼られた空間によって埋め尽くされてしまいました。そこには一種の窮屈感があるのかもしれません。

よく似た現象にビオトープの発見があります。1970 年代のドイツのバイエルン地方でビオトープの概念が発見されたといいます。ドイツでも農地整備が行なわれ、地域の景観が変わり、それが社会問題化したのです。そこで景観が変化した原因を分析したところ、農地整備で消えた空間が影響を及ぼしていることがわかりました。消えた空間は、茂みだったり湿地だったりして、農耕という観点からは無駄な空間だったのです。この無駄な空間がなければ景観が維持できない。そこでこの空間の役割を位置づけるために、生物の生息する空間（ビオトープ）という概念を導入し、このビオトープの回復を図ったのです。

後に日本に導入され、小学校の校庭に作られる「ヤゴのいる池」などとは少し違います。

このビオトープには、先に述べた「原っぱ」や「留保された余地」と相通じるところがあります。このような特徴をもつ公共空間の役割も考える必要があると思います。

３．江戸時代の自然に遊ぶ空間

（１）遊山

昔から、自然に親しみ、憩い、遊ぶ行為として遊山があります。遊山は歌垣に由来すると考えられています。

歌垣は古代における求婚の方法で、歌嬥（かがい）とも呼ばれ、春秋二季を定めて一定の場所に男女が集まり、歌舞に熱狂し、その間に結ばれる風習です。この名残りが「山行き」「山遊び」「花見」などと称して各地に残っており、潮干狩、雛祭、盆踊、秋祭などもそうだといわれます。

遊山とは「山に遊ぶ」というその名のとおり、

図４　さくらの宮景　　図５　梅やしき

図６　野中観音　桃　　図７　野田藤

図８　河堀口　蛍　　図９　川崎の渡し　月見

自然型のレクリエーションのことです。春には、花見、梅見があり、夏には、船遊山、潮干狩、秋には紅葉狩り、月見、冬には雪見など、その他に、蓮の花、藤、蛍を愛でたり、花火を楽しむというのもあります。こうした遊山の原型は歌垣にあるとみていいと思います。

（２）大阪の遊山空間

大阪における遊山空間は、『浪花百景』に描かれています。これは幕末から明治にかけての大阪の名所を３人の版画師が描いたもので、この中に庶民の行楽の場所をみることができます。例示すれば次のようなものがあります。

桜を描いた「さくらの宮景」（図 4）、梅の「梅やしき」（図 5）、桃の「野中観音桃華盛り」（図 6）、藤の「野田藤」（図 7）、舟遊びの「天保山」、汐干狩の「住吉高とうろう」、蛍狩りの「河堀口（こぼれぐち）」（図 8）、月見の「川崎の渡し月見景」（図 9）などです。

花見の名所をもう少し詳しくみると、江戸期には夜桜の生国魂神社、しだれ桜の隆専寺、糸桜の鶴満寺などがあり、『浪花百景』に描かれた桜宮神社が最も知られていました。図会では、遠景に桜並木に軒を連ねた茶店が並び、桜吹雪に身をさらす人々が描かれ、近景には三味線を弾き、対岸の桜をみやる人が描かれています。

汐干狩はなかなかダイナミックな遊山でした。漁村の磯遊びが原形と考えられ、大阪では住吉浜での汐干狩が有名で、海越しに、遠く淡路島や阿波まで見渡せる眺望、大自然のなかで、日なが松原をめぐり、原始的な収穫の喜びを味わう。このように汐干狩は、全身で自然を楽しむことができるという点で、際立って優れた行楽であったと思います。

旧暦の６月 14 日には、祭で使う神輿を潮水で清める「神輿洗い」の儀式を見物する群衆で、浜は賑わい、同時に潮湯と称し、人々も潮水で沸かした湯で身を清めたといわれます。健康を祈願する日本式の海水浴でした。

こうした遊山空間がどのような場所であったかに注目すると、民間の果樹園や社寺境内が多く見られます。また堤防や海辺、河原など、無主性のある場所があげられます。『浪花百景』には河原の名所も少し描かれていますが、河原の名所は京都の「鴨の河原」が一番です。江戸時代の日本の遊山空間ではこうした無主の土地の役割が重要だったと思われます。

（３）花見

遊山のなかで花見が今も盛んです。これは桜が持つ特別の性質が影響していると考えられ、歴史学者の和歌森太郎は、『花と日本人』のなかでこの点について次のように述べています。

「民俗学では、サツキ（５月）のサ、サナエ（早苗）のサ、サオトメ（早乙女）のサはすべて稲田の神霊を指すと解されている。……田植え月である５月にきわだってあらわれるサという言葉がサクラのサと通じるのではないかとも思う。クラとは、古語で、神霊が依り鎮まる座を意味したクラであろう。……こうした、サとクラとの原義から

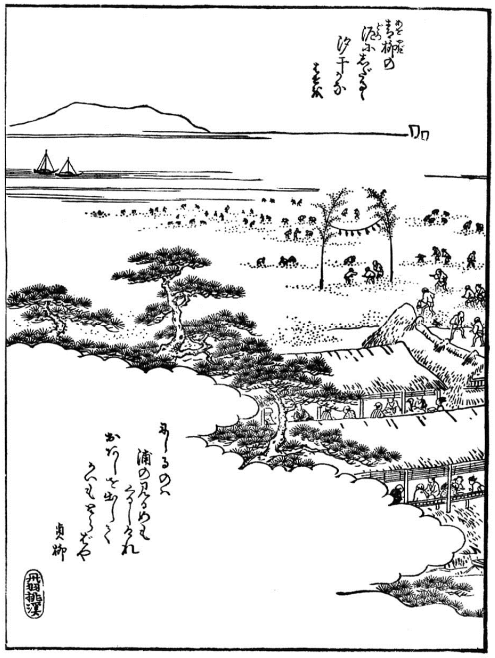

図 10　住吉　潮干狩り　摂津名所図会

図 11　住吉　潮干狩り　日本山海名物図会

図 12　円山公園のしだれ桜を観る人びと

思うと、桜は、農民にとって、いや古代日本人のすべてにとっても、もともとは神霊の依る花とされたのかもしれない」。

桜の花はその咲くいきおいがすばらしい。葉が出るに先立って、生命が吹き出すように咲くことに、人々が新しい年の新しい息吹を感じたことは想像にかたくない。このような桜がもっているシンボル性が、花見を今もなお、人気のある行楽としているように思います。

花見については、兼好法師が次のように書いています（14 世紀のはじめの『徒然草』）。

「身分教養のある人は、むやみに風流がるような様子にも見えず、物事を面白がる態度もあっさりしている。片田舎の人に限って、何事でもあくどくやんやと面白がるものである。たとえば、花の下には強引に人中へ割込んで近寄り、わき見もせずにまじまじと見つめて、酒を飲むやら、連歌をやるやら、あげくの果てには、大きな花の枝を思慮も無く折り取ってしまう。（中略）すべてのものに対して、距離をおいてゆっくり眺めるということがない（第１３７段ノ２より）（保坂弘司通釈）」。

数百年経った今もあまりかわりがないように思います。

写真 12 は京都の円山公園のしだれ桜の花見のものです。白いひげの外国の人が石に腰かけています。JUDI メンバーの田端氏が、西行法師の「ねがはくは　花のもとにて春死なん　そのきさらぎの望月の頃」を連想してこの写真を撮りました。

４．自然の中で遊ぶ

（１）野点

遊山とは違った形で自然のなかで遊ぶ行為がいろいろあります。野点がその一つです。

図 13　高遊外
若冲画

図 14（上）　陶々舎
図 15（左）爲眞茶坊公史

いずれもネットから

江戸時代の京都に売茶翁、高遊外（ばいさおう、こうゆうがい）（1675 年～1763 年）という人がいました。61 歳で、東山に通仙亭を開き、また自ら茶道具を担い、京の大通りに喫茶店のような簡素な席を設け、禅道と世俗の融解した話を客にしながら煎茶を出し、茶を喫しながら問答を講じたといいます。絵師の若冲にも影響を及ぼしたようで、若冲画の肖像があります。「まちなか野点」とも言えるでしょうか。

現在の鴨川の河川敷などで、「鴨茶」の野点が行なわれています。ネットで検索すると、「陶々舎」「鴨茶・茶の湯集団鴨ん会」「爲眞茶坊公史」

図 16　団地家 屋上流

図 17　café au café

などがでてきます。大阪の人のようですが、「団地家 屋上流」というのもありました（図 16）。

今日、岡先生が報告する「café au café」も一種の野点だと思います（図 17）。

（2）椎名的遊び

もう 40 年以上も前のことですが、香里団地に住んでいたころ、子供たちが通っていた絵画教室で、淀川の河川敷で穴掘りのイベントがありました。なかなか面白いなと思い、三田のニュータウン開発に関連し、造成中の開発地で子供の穴掘りイベントを提案したことがあります（図 18）。

これもネットで調べたのですが、「全国穴掘り大会」が行なわれていることがわかりました（図 19）。

自然の中で遊ぶことについては、椎名誠が本でいろいろ書いています。無人島で焚火などもそうです。JUDI の中国ブロックの人が中心になって立

図 18　造成地での穴掘りイベントの提案
『北摂ニュータウン南地区　生活・環境計画』1983

図 19　全国穴掘り大会　成田市、成田ゆめ牧場
http://www.yumebokujo.com/?p=2495

図 20　日本焚火学会　2017 年大会
http://takibisociety.web.fc2.com/

ちあげた「日本焚火学会」というのがあり、毎年大会を開いています。これらは子どもみたいな大人の遊びと言えるかもしれませんが、「大人にも

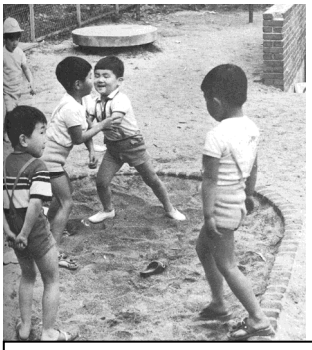

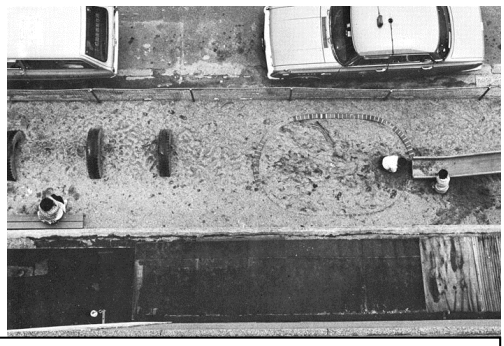

図 21　　図 22　　図 23
いずれも京都市のちびっこ広場（1967 年撮影）

図 24　　図 25　　図 26
いずれも枚方市香里団地で（1976 年ごろ撮影）

自由空間が必要」だと思います。

５．遊び空間の変化

（１）道路で遊べなくなった

「あそびません　こわいくるまの　とおるみち」という交通安全スローガンを知っているでしょうか。これは昭和 43（1968）年のこども部門で内閣総理大臣賞を受賞したものです。これは世の中が変わってしまった、子供の世界が変わってしまったと思えるようなスローガンの出現でした。

先に、子供たちの自由空間になった空地が無くなっていくことについて述べましたが、それに先立って自動車が増えたのです。松田道雄が書いているように、道路が当たり前の遊び場所であったのが、危険なところになってしまいました。

昭和 42 年､私は卒業論文でちびっこ広場を取り上げました。このころ自動車が急増し、細い通りにまで自動車が入り込み、子供の交通事故が急速に増えました。道路で遊ぶのは危険になったのですが公園が足りない。そこで空地、遊休地を子供の遊び場にしようということでちびっこ広場が生れたのです。京都、大阪、横浜で積極的に取り組まれたと記憶しています。京都市内には 400 ヶ所ほど出来ました。

図 21、22、23 が京都市内のちびっこ広場の例です。屋根の架かった立派なのもあります。図 23 は左京区役所の屋上から撮った写真で、歩道に当たる部分が子供の遊び場になりました。

それから数年後、私は香里団地に住みました。図 24、25、26 がその時の子供の遊ぶ様子を撮った写真です。既成市街地には自動車があふれ出したのですが、団地にはゆとりのある空間がありました。図 24、25 は、団地に隣接する緑地にある小山で、子供たちの人気の遊び場でした。図 26 は小学校の校庭です。

（２）交通安全に自治体が取り組んだ

交通安全スローガンをネットで検索していたところ、偶然に小さな町の広報がヒットしました。福島県の西郷（にしごう）村が昭和 47 年 8 月に発行したものです。村の人口は当時 10,578 人でした。図 27 に示されているように、「交通事故防止村民総ぐるみ運動」「子どもの事故防止運動」は村の取り組みの柱になっていることがわかります。

「安全運転の励行」「子どもと老人の安全確保」

について多彩な取り組みがなされており、それらの成果として、横断歩道では手を挙げて渡る行為が子供たちにしみついていったのだと考えられます。

６．公共性をどうとらえたらよいのか

（１）私的空間の増殖と公共空間の喪失

本稿の前段で、自由空間や空地、原っぱが高度経済成長の過程で失われてきたことを示しました。都市化や都市空間の高度利用が展開してきたからです。

本稿の冒頭で紹介した伊東道生は、講演「現代都市のリアリティ」のなかで、「私的な空間、 プライベートな空間が爆発的に増え、これを裏返しにいうと、 公共性が失われてしまった」と述べています。都市化と空間の私化が進んだのです。

「失われた公共性」とは何だろうか。伊東は、ウォークマン、 携帯電話、インターネットはメディアの私的空間の増大、つまり私的なおしゃべり空間の増大であり、公共性をある点で保障していたジャーナリズムも私的になってきていると述べています。そのような傾向のなかで、大きな視野で見れば、公共性は国の法律に還元され、国が唯一の拠り所になり、また公共性は市場経済に吸収され、そこではお金が代表的なメディアになっているのが現状ではないだろうかとしています。

国が法律で定めたことが公共で、大勢の人が支持したり利用すること、つまりそれだけ大勢の人がお金を支払っていることが公共だということになります。確かにそれはそれで一理あり、それに代わる考え方がないのが現状なのですが、何か腑に落ちないところがある、違和感がある。

そこで伊東は、人権という概念を取り出し、その権利を可能にする場にリアリティがあり、そこに公共性を見出そうと提案したのです。その人権がヌスバウムのケイパビリティ（潜勢能力）でした。

（２）道路交通法に法の公共性を見てみる

国が法律に定めたことが公共になるということですが、それでは具体的に道路について見てみます。先に紹介した『西郷村だより』では、交通安全の取り組みの一環として、「ご存じですか、やさしい道路交通法」が取り上げられていました。

・こどもから目を離さない（法 14）ちょっとの

夏の事故防止運動スタート

交通事故防止村民総ぐるみ運動（七月二十一日～八月三十一日）

子どもの事故防止運動（七月三十一日～八月三十一日）

例年、交通事故や子どもの事故が多く発生するこの時期をとらえ、運転者の安全運転の励行と、こどもおよび老人の交通安全の確保を図り、元気で明るく、事故のない生活が送られるよう、村民すべてに組織的な協力を得、地域ぐるみの運動をすすめようとするものです。

今年の夏の交通事故防止運動の重点目標は安全運転の励行、こどもと老人の安全確保で、未然に事故防止を図るため、次の事項を推進することにします。

◇安全運転の励行

▽会社、事業所等の運行車両の安全速度の励行

▽初心ドライバーに対する安全運転特別講習

▽高校生の二輪車の安全運転等技術指導

▽無謀な運転に対する監視通報の強化

▽レジャー等に伴なう安全運転の確保

▽ヘルメット着用の指導啓蒙

▽踏切事故防止の徹底

◇子どもと老人の安全確保

▽夏休み前の交通安全教育の徹底

▽家庭における安全教育の推進

▽幼児母親の交通教室の開設

▽老人家庭に対する交通安全診断

▽街頭における愛の一声運動の推進

△夜間における歩行者の安全確保

〔役場前に立てられた立看板〕

図 27　西郷村だより　第 7 号より

すきに、こどもさんが道に出ることがあります。遊びませんこわい車のとおる道、6 歳未満のこどもさんを一人歩きさせたり、13 歳未満のこどもさんを道路や踏切りなどでは遊ばせていけないことになっています。

・どんな場所でも歩行者優先ではない（法 38）

・歩行者でも処罰されます（法 121）

・立ち話しは交通違反となります（法 76）おしゃべりは女性の特権？などとのんきなことをいっておれません。立ちどまっておしゃべりに夢中になり、車や人の交通妨害となるようなことがあれば「3 万円以下の罰金に処する」となりますからご用心。

・千鳥足で歩いても処罰されます（法 76）

道路交通法は自動車の免許を取る時に勉強しますが、「歩行者」に関する規定はあまりみることがありません。それにしてもずい分細かい事まで決められています。

公物としての道路に関する法律は道路法で、道路交通法はこれを補完する役割を担っています。道路法にも道路利用に関するさまざまな取り決めが定められています。

道路交通法の規定は歩行者の安全とか円滑な交通の確保という点では確かになるほどと思うのですが、それが道路の公共性なのかと考えると、ここでも違和感を持ってしまいます。

（３）公物法にみる公共性

道路、公園、河川の空間は、公物とされ、法に基づいてその利用の仕方が管理されます。道路等の公物の利用については、その利用が本来的な利用方法の場合が「自由使用（一般使用）」であり、

それから外れる特別な利用方法は「特許使用」ないし「特別使用」とされます。さらに、道路などの公物に対する行政の種別として、「公物管理」と「公物警察」の二区分が伝統的に行われてきました。

例えば、道路の場合は、その本来的な利用は交通にあり、現実に重視されてきたのは自動車交通でした。そう位置づけたとき、道路における催事・祭礼、大道芸・出店等は、特別なあるいは副次的な使用方法になります。

「公物管理」と「公物警察」ですが、公物管理とは、公物の効用を維持・増進せしめるために行われる公物の機能管理であり、公物警察とは、公物の上に行使される、危険防止等安全の確保・秩序維持のための警察作用のことをいいます。道路利用について、警察の権限が強いのはこのことを反映しています。

警察の権限が強いのは安全確保のため仕方がないと思われがちですが、ここにも違和感があります。法律の専門家も「強い警察の権限」を疑問視するようになってきています。

７．公共性と暮らしの質

（１）なぜヌスバウムなのか

最後にもう一度ヌスバウムに戻りたいと思います。京都賞を一昨年（2016）受賞し、その時に「人間的であろうとする哲学」という講演をしています。その論旨から本論に関係する部分をまとめると次のようになります。

哲学のない開発経済学は人間の条件に鈍感で、生活の質は国内総生産（GDP）だけで測られていました。それでは、人々にとって本当に大切なもの、つまり人々が価値あると考える生活を導く能力が覆い隠されてしまいます。そこで私は、ケイパビリティという尺度を用いることを主張しています。

ケイパビリティとは、価値付けられた選択を行うために人々が手にしている実質的な機会のことです。私が提唱しているケイパビリティ・リストは、暫定的な試みですが、これら 10 のケイパビリティの保護こそが、あらゆる人が有している（奪うことのできない生来の）人間の尊厳にふさわしい生活をもたらすと考えています。

先に公共性が法に置き換わったり、大勢の人が利用する状態が公共視されることについて述べましたが、それは、GDP の向上を社会の目標にすることと類似性があります。そこには同じように違和感があります。それを乗り越えるために考え出された 10 のケイパビリティ・リストは私たちの環境を考えていくうえで重要な示唆を与えていると思います。今回のセミナーで考えたいことはまさにこの点なのです。

ヌスバウムは京都での講演のなかで、自由についても論じています。人の選択と活動の自由は、手段であると同時に目的でもあるとして、「自由の道具的重要性」という興味深い表現をしています。今回のセミナーにおける「自由」もこのようにとらえられるかもしれません。

（２）例示、人権としての都市で座ること

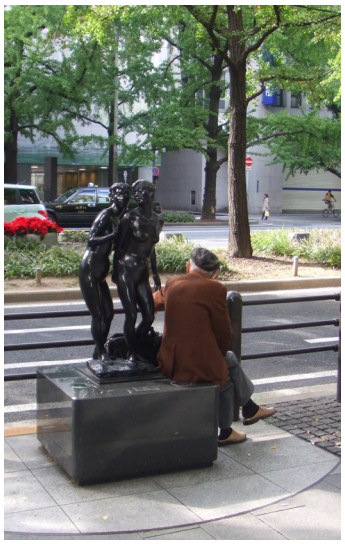

図 28　御堂筋で　　図 29　スイスのある都市で

昨年、都市環境デザイン会議のフォーラムで「都市に座る」をテーマにしました。その時、私がプレゼンしたのが上の写真です。左は彫刻に座っている老人、右は彫刻のようなベンチに座っている老人。左の老人も意外と幸福かも知れません。

都市に座ることをいろいろ考えて、「都市に座ることは人権」ではないかと思うようになりました。そうした考え方で都市空間を見ていくとどうなるだろうか、というのが今日のテーマなのです。

プレゼンテーション①

公共空間の形成：イギリスのスクエアと公園の歴史から考える

坂井　文

１．はじめに

公共空間の形成について考えるようになった経緯について、自己紹介をからめて最初にお話しします。建築学生時代にヨーロッパの広場を経験したのをきっかけに、広場についていろいろ考えてきました。東京で広場をつくるとしたら鉄道駅かもしれないと JR に就職し､外部空間の設計の勉強の必要性を感じたとき、アメリカのランドスケープという言葉に出会いました。

ニューヨークのグリーンエイカーパークという小さなポケットパークを見て、その設計者を調べいきついたのが Sasaki Associate の Hideo SASAKI でした。ササキが教えていたハーバードの大学院で学び、その後も地元の設計事務所、それも Sasaki Associate でランドスケープの仕事をしていたところまでは、設計者として広場をつくりたいと考えていました。しかし外部空間の設計の多くが公共空間であり、パブリックって何だろうと考えるようになった時に出会ったのがこの本です。

２．社会構造と象徴的ランドスケープ

「ソーシャルフォーメイション・アンド・シンボリックランドスケープ」、社会構造と象徴的ランドスケープ。このタイトルと表紙を見た瞬間にこれだと思いました。イタリアの荘園ですが、貴族の館と、その畑や牧草地がある絵です。つまり、荘園とか貴族とかという社会構造や社会的な生産体系が、典型的なイタリアの風景なり、イギリスの風景をつくりあげているということを書いています。landscape is a way of seeing という一文のなかで、ランドスケープはそのものが歴史を持っている一方で、それは経済を含む広い社会の歴史の中の一部であるということ。ランドスケープをつくりあげるには技術がいるが、それはまさにカルチュアルプラクティスの一部であるというようなことをいっています。是非この先生にお会いしたいと思った時に、イギリスで勉強する機会を得て渡英しました。

図 1　Social Formation and Symbolic Landscape

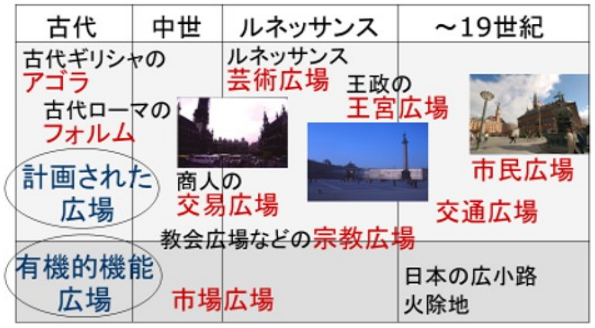

図 2　広場変遷概図

イギリスに行ったのはその他にも理由があります。アメリカのパブリックというのは、いわゆるヨーロッパの封建制などを嫌ってきた人々が極めてフラットな社会を作ろうという民主主義の中でつくったパブリックだろうと。日本のパブリックということを考えた時に、封建制など日本により近い背景をもつのは欧州だというふうには思いま

した。

もう一つ、いろいろな欧州の広場を見てまわったわけですけれども、イギリスの広場はどうも違うということに何となく気づいておりました。イギリスの広場というのは、私の共用地が公共空間になったものだということを少し勉強した瞬間に、どうしてそんなことが起きたのだろうと。また、これを切り口に公共性というのは誰かが作ってきたものなのだと気がついて、今まで自分がいろいろな国を巡って見てきた、ルネッサンス期の都市広場、あるいは教会広場、自治体形成にともなう市庁舎の広場とかを見ながら、それは誰かが作ったという、誰かがいるんじゃないか。要するに覇権者が、もしくは宗教が、時に力ある商人が、市民というものが台頭して自治体がというように。それとは別に、市場がたつような非常に有機的な広場というものがあるというふうに、ざっくりと分けた時にイギリスのこの広場はどういうふうに説明できるのかということを考え初めました。

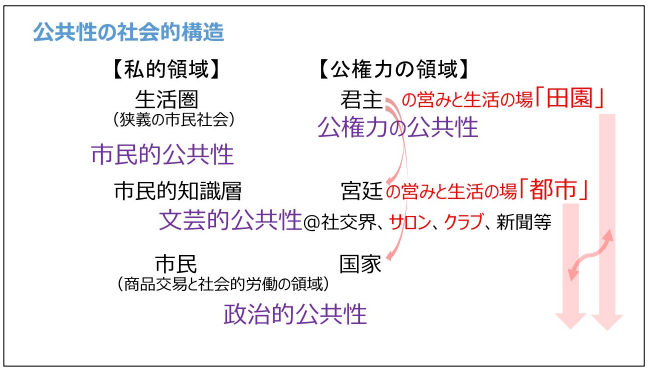

図 3　公共性の社会的構造

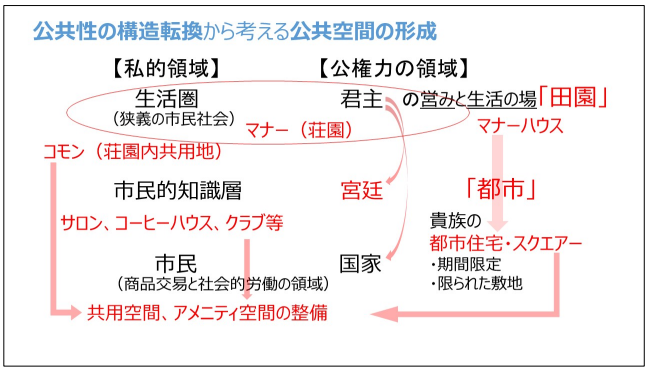

図 4　公共性の構造転換から考える公共空間の形成

３．ハーバーマスの公共性の構造転換

その頃、ハーバーマスの公共性の構造転換など、いろいろと公共性とか公共圏のことを勉強しました。ハーバーマスは、歴史的に公共性がどのように形作られてきたかということを追いながら公共性の構造転換について考えています。

そもそも私人たち、私たちには生活圏があり市民的公共性がうまれます。同時に、封建制の時代から国家形成まで社会構造の変化とともに、公権力の公共性が形成されていく。一方、宮廷がある都市には法律の、医学の専門家といういわゆる知識層がいて、サロンとかクラブとかいう場所で文芸的な公共性を培っていた。つまり宮廷を中心に、教養ある市民的知識層と権力層が共に文芸的公共性をなした。この文芸的公共性は、この後の国家形成にともないかたちづくられていく政治的な公共性と対比させる意味でも、非政治的な公共性と呼ばれています。

イギリスでは、議会とともに資本主義も台頭し、公衆議論を活発にする新聞が誕生します。議会で代表者と言われる議員の意見と、民衆のそれをつなげる場としての新聞というのは法治的国家を成立させるためには絶対であるということを、ハーバーマスは言っています。（少し話しがそれますが、私は渡英してすぐに、ジャーナリズムの力強さや魅力に圧倒されました。ハーバーマスのイギリスにおける新聞の重要性の指摘を読み合点したことを覚えています。）こうした新聞とともに、都市ではコーヒーハウスやクラブといった空間に市民的知識層が集まり議論していました。イギリスでは今でこそ紅茶が有名ですが、中世の頃はコーヒーがよく飲まれており、コーヒーハウスというのは知識人たちの議論の場として重要な空間であったことは、多くの論文でも言及されています。

他方、田園においては、領主の営みと生活を支える場が形成される。領主はマナーハウスに住み、使用人たちに職と住宅を供給すると同時に、コモンという使用人たちの共用空間を設けます。使用人たちが自由に子どもを遊ばせたり、洗濯物を干したりする場所として、君主が共用の場所として用意した空間です。

次に話をするスクエアは、田園の領主が議会出席等のためにロンドンに滞在する際に居住した、都市型住宅の共用空間です。田園の邸宅に比べたら、ロンドンでは比較的限られた居住空間となることは致し方ないが、やはりオープンな空間が少しでも必要である。そうした需要に対応して開発

されたのがスクエアです。田園の共用空間であるコモン、都市の文化的公共性の場となったクラブやコーヒーハウス、さらに都市居住における共用空間であるスクエアは、18 世紀の都市化とともに重要となる都市のアメニティ空間の整備につながっていきます。

都市と田園の空間形成の根底にはそれぞれの文化や社会システムがあり、共用や公共の空間はその公共性の具現化された空間である、という現在にも当てはまる当たり前の構図を真に私が理解したのは、イギリスにおいて公共性について考えた時でした。イギリスの都市計画法にあたる法は、タウン・アンド・カントリー・プランニングです。タイトルが表しているように、田園と都市の国土形成の経緯を土台に、19 世紀の都市化と市民の台頭による近代都市の形成という流れをうけながら、新たな国土の利用を示していると感じています。

4．スクエア

スクエアは、ロンドンに 400 以上ありますが、そのうちには「キー・ホルダーズ・オンリー」とかかれた鍵がかかったものもあります。つまり現在のスクエアには、特定の人たちの共用空間と、不特定の人たちが入れる公共空間がありますが、もとはといえば、同じスクエアであったという点がポイントです。

1631 年のコヴェントピアッツァが最初のスクエアです。ピアッツァという名前が付いているのでわかるとおり、17 世紀のグラントツアーによってイタリアで見聞をひろげた貴族の子弟のアイディアでつくられたものです。ベッドフォード卿の土地を開発するにあたって、イタリアでみられるようなピアッツァと教会を中心に、イギリス風のタウンハウス型の集合住宅がつくられました。つまりスクエアは、都市型集合住宅の中央に設けられたオープンスペースとして計画されました。

18 世紀になると、道路と中央に位置するスクエアの機能と管理の分離が発生します。当初、通行者とスクエア中央の滞留者を分けている程度の柵であり往来は自由でした。馬車の増加による交通安全や管理の視点から、空間の分離がおこります。一地主の一体的な都市開発であるため、道路もスクエアも同一所有ですが、機能分離のために管理分離が生じたといえます。スクエアは住宅に住む

図 5　キー・ホールダーズ・オンリーのスクエア

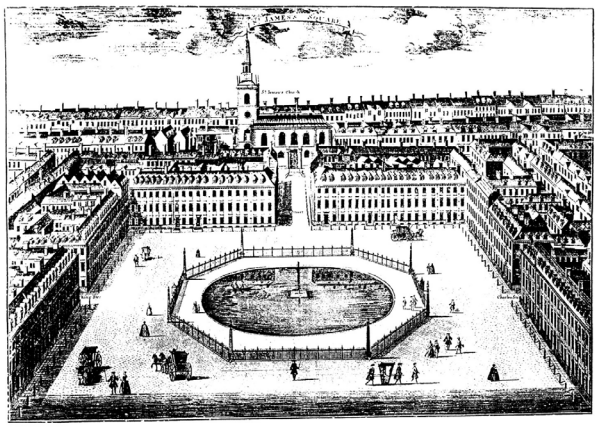

図 6　1752 年のセント・ジェームス・スクエアー

住民の管理費によって管理され、管理費の納入者だけがスクエアの鍵を持つことになります。スクエアは特定の利用となり、彫刻や噴水の設置や植栽の導入、つまり水や緑の導入によって庭園の様相になってきます。

さらに 19 世紀、スクエアの形態は正方形から様々な形に展開されます。ハイドパークに隣接するベイズウォーターというエリアは一体的に開発された大規模開発ですが、複数の、また多様なスクエアを現在もみることができます。

しかしながら、ちょうど 20 世紀になろうかという時に、スクエアの土地に建物が建設されることがおきます。19 世紀の都市化の時代、人口が一世紀中に 6 倍になったロンドンでは住宅開発が急務でした。危機感を持った住民による反対運動が起

こり、結果的にロンドンスクエア保護法が 1931 年に成立しました。

私有地でありながら、オープンスペースとして確保するために開発権が認められなくなったスクエアのうちには、公共公園として寄付するというスクエアが 200 程度あらわれます。対して、従来どおり鍵を持った管理費納入者だけが利用できる共用庭園となったスクエアが 200 程度です。都市化の時代に都市のアメニティ空間の必要性が指摘され、公共圏の拡大とともに、元々は特権的供用空間であったスクエアをオープン、つまり公共にするという動きがあったということです。

５．国民のスクエア

19 世紀の半ばには、スクエアをめぐって注目すべきことがおきます。国民のための都市広場として、王室がトラファルガー・スクエアとパーラメント・スクエアを整備したことです。トラファルガー海戦での勝利をたたえ記念碑を建てるべきという議論に対して、国家の記念として国民広場が計画されました。

トラファルガー・スクエアは、完成して４年もたたないうちに増税反対集会が行われたことが象徴するように、長く、多くのデモなどの集会で利用される空間となっていました。またスクエアの四方を交通量の多い道路が囲み、観光客の安全性にも課題がありました。しかしながらロンドン市の中心ともいえるスクエアの空間編成は、容易にはすすみませんでした。やっと実現したのは、2003 年。スクエアの北側のナショナル・ギャラリーとの間の道路を封鎖し全面的に歩行者空間とし、美術館からスクエアに直接アクセスでき、また擁壁の一部を開けて大階段を整備しました。

つまり、スクエアは特定者の共用空間であり特権的な空間だったわけですが、公共圏の拡大によって、19 世紀半ばには国民の広場ともいえるトラファルガー・スクエアが誕生した。その背景には、封建制の貴族的な空間から国家を象徴する空間、という国家を意識する時代に変わっていく社会構造の変化がありました。また、都市化とともに都市構造が変化するなかで都市に求められるオープンスペースの位置づけも変わり、特定の集団の共用空間から不特定多数の利用に供する公共空間へと空間の意味の変容がありました。

興味深いのは、歴史的経緯によるスクエアとは

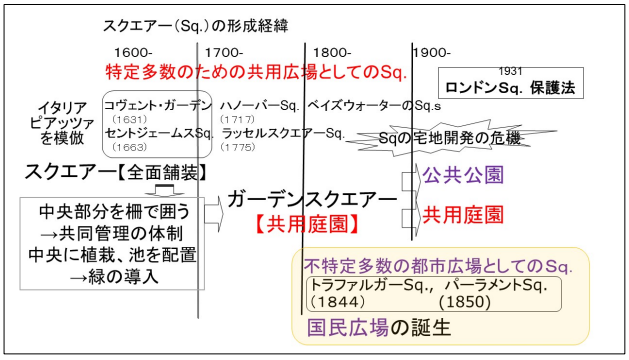

図７　スクエア変遷概念図

公共公園				
I	法により保護	1863年法	11	88(19%)
		1906年法	14	
		個別の特別法	63	
II	公的機関による所有	行政による所有	91	93(20%)
		王室による所有	2	
III	複数の所有者による管理		53	53(12%)
IV	単一の所有者による管理		223	223(49%)
共用庭園				

図８　スクエアから公共公園へ共用庭園へ

性格的には異なるものでありながら、その名称はスクエアを踏襲していることです。3 世紀のときを経て、イギリスの都市におけるオープンスペースの一般名称として「スクエア」が定着していたためとは思います。その一方で、貴族的な特権的な空間であった「スクエア」を、全ての国民が利用できる空間へ開放しともに利用するという公平な社会、民主制の時代への変化を象徴していたようにも思います。

６．リージェント・パーク

イギリスの 19 世紀には、公園がどのように整備されてきたかもみることもできます。共用空間から公共空間へ、という話しの流れに沿って、王室所有地を一旦、住宅開発地とするも、最終的に公園となったリージェントパークについて話していきます。

パークというのは元々イギリス英語では、狩猟所という意味であり、基本的には王室の狩猟所、狩りをする場でした。ハイドパークなどは 17 世紀ごろから、狩りを行わない日時や、貴族に特定するなどの、限定的で段階的な開放をはじめています。覇権者の所有地を、限定的に開放し共用をはじめることは、空間的な公共圏の拡大ともとらえられます。

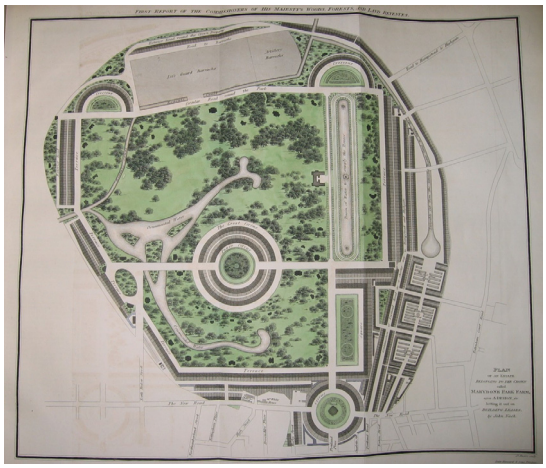

図 9　リージェントパークの計画図

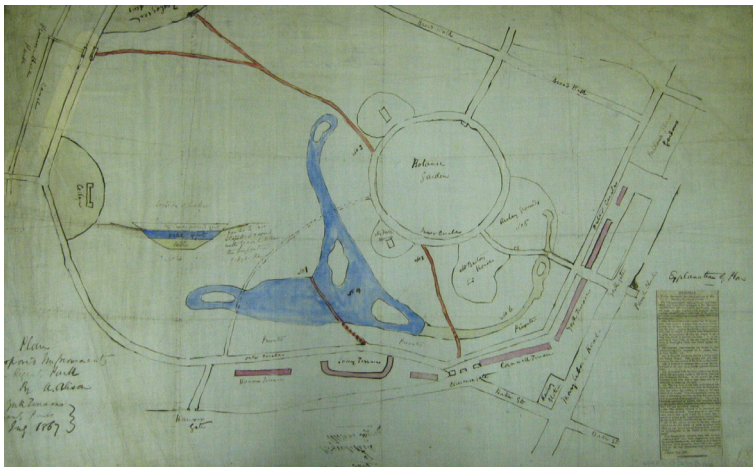

図 10　リージェントパーク内のパス設置要請図

王室領地であるリージェントパークでは、1812 年、まさに 19 世紀初頭にロンドンが都市化するその時に、宅地開発がはじまります。一方 1840 年代には、先ほどのトラファーガスクエアや、リバプールでははじめての都市公園であるバーケンヘッド公園の整備など、市民台頭にともない市井の人たちに対する公共アメニティ空間が整備されはじめます。

そうしたなか、リージェントパークの周辺住民による、パークを横切るパスの設置をもとめる投書が当時のタイムズ紙にあります。イギリスでは荘園制度からずっと続いているフットパスという、荘園内を横切ることのできる権利がありますが、その習慣に倣っていると考えられます。

こうした背景を経て、議会はリージェントパークを段階的に開放していく図面を 1840 年代に発表します。住宅開発のうち新規開発はストップし、既に 99 年契約で賃貸しているものについては契約期限までは確保するが、パーク全体は徐々にオープンすることになりました。100 年以上かけて、現在はほぼ解放されていますが、その過程においては段階的な解放があったことがわかります。公共圏のひろがりと、公共空間としての拡大を、ひとつの空間でみることができ、19 世紀の公園形成の過程のひとつを端的にあらわしていると考えています。

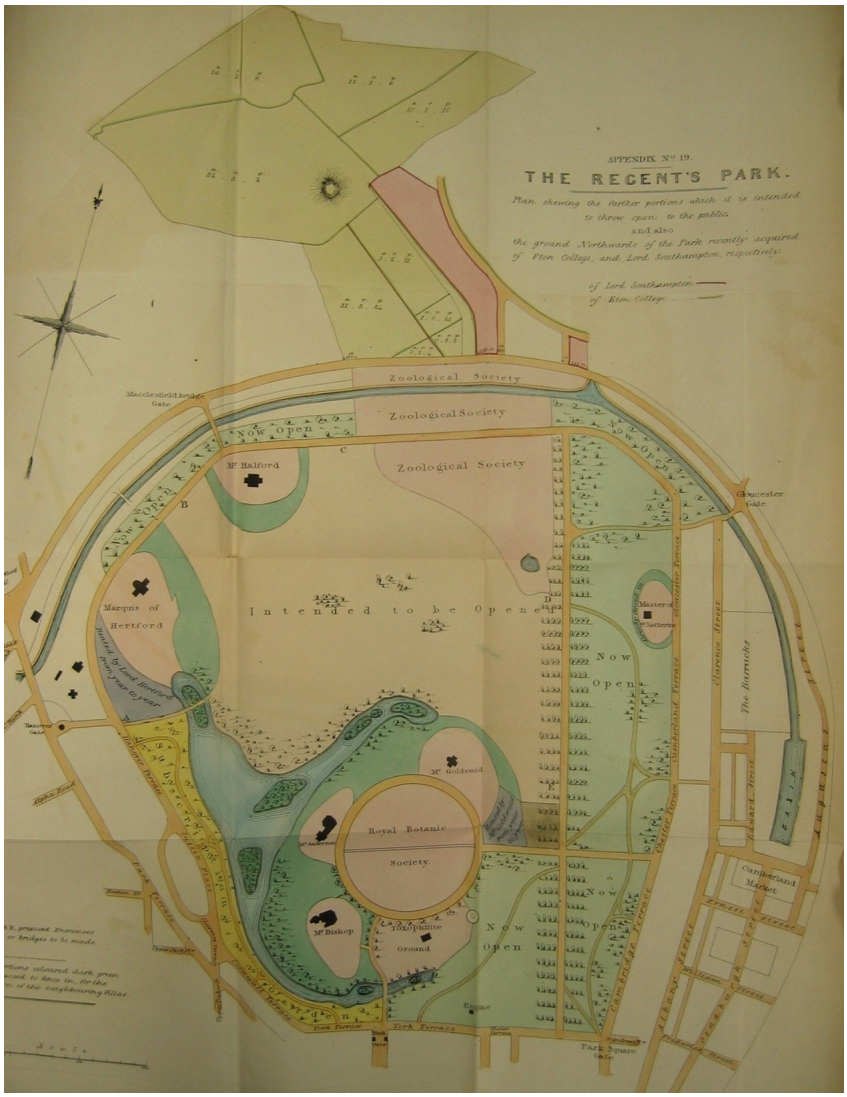

図 11　リージェントパークの段階的開放図

７．おわりに

イギリスのスクエアと公園の歴史を簡単に追いながら、公共圏のひろがりと呼応するよう公共空間を獲得してきたのでは、ということを考えてきました。他の文化圏においても、交通といった機能を有する公共空間でない、ある意味、確固とした機能のない広場がどのように形成されたのかを考えるとき、その背景には政治、社会、文化等を含む社会システムがあると考えています。また広場はその社会の公共性を具現化したもの、といえると考えています。

これまでの公共空間を理解するために、私はこうした視点を成熟させてきたわけですが、現在は、これからの公共性はだれがどのようにかたちづくり、その後、持続可能に育てていくのか、ということを考えています。公共性や公共空間のあり方は時代とともに変容することを歴史的にみてきました。現在の、これからの公共性や公共空間のあり方はどのようにかたちづくられ、運営や管理されるのか？

例えば、我が国では都市開発に伴って広場が整備されることが多いですが、その空間は、場なのか、空間なのかというところに大きなクエスチョンがあり、つくられた広場が真の意味で広場になるためには、ということをいつも考えています。同時に、有効空地という言葉どおり、都市の空地の確保という視点で設けられたオープンスペースは、都市全体のなかでそのあり方を問われるとも思います。縮退する都市に直面する今後、都市の公共や共用の空間をどのようにとらえるかは、都市運営の視点からも重要です。そうした視点から、公園の意味するところも、公共の意味の変化とともに変わっていくことを、今まさに感じています。

プレゼンテーション②

公園をお気に入りの場所にするパークカフェなどの活動から

公共空間の空間価値とその活用の可能性について考える

岡 絵理子

１．はじめに

住環境という言葉のことを考えてみましょう。住むのに良いとされる環境はどのような指標で示されてきたのでしょうか。近年までの住環境指標は、住まいの環境を“選ぶ”ための指標でした。例えば、安全性、保健性、利便性、快適性、持続可能性、これらが優れた環境を良い住環境としてきました。高度成長期以来の「住宅すごろく」では、誰もがこのような指標の高い方へ進んで行くので、その結果これらの指標で高く評価される住宅地の価値がどんどん上がります。その結果、人気の高い住宅地ができ、その地価がどんどん上がってきました。

しかし、今は時代が変わりました。全ての人が住宅地選びをしているわけではありません。多くの人がすでに住む場所が決まっています。新しい住環境の捉え方として、自分が今住んでいるところに、これからも住み続けるために、住環境の価値を見出し高めることが必要になってきています。このようなことを考え、仲間と議論を続けてきた中で、分かったことがいくつかあります。自らの住宅地における新しい住環境価値は、どのように創造されるか、そのひとつは地価に結び付くことのない新しい価値観の発見をするということ。もうひとつは、自らが機嫌よく暮らすことができるような空間を維持させるための活動をするということ、この２点であると考えています。

２．豊かさをはかる指標

ここ１０年ほど、新しい豊かさ、豊かさをはかる指標が世界で提案されています。２００８年には、経済業績と社会進歩を計測する委員会、この顧問はアマルティア・センと、ジョセフ・E・スティグリッツという二人ともノーベル賞をとられた方ですけれども、国民総生産と社会進歩の関係を指標として示すことを考えてきましたが、そ

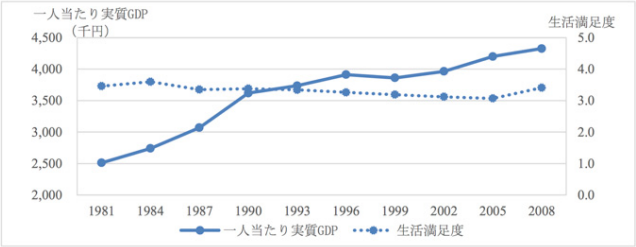

（出所）生活満足度：平成 20 年度国民生活選好度調査（第 1－1 図，pp. 9）より作成。
一人当たり実質 GDP：各年の実質 GDP を総人口で除して算出したものであり，実質 GDP は内閣府「国民経済計算確報」，総人口は総務省「人口推計」より作成。

図１　日本における一人当たり実質 GDP（2000 年暦年連鎖価格）と生活満足度の推移

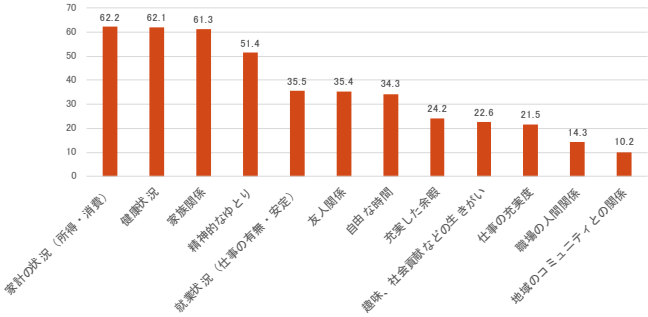

図２　日本人の幸福感の度合いに影響する要素（回答割合：%）

ういうことには限界があるということを指摘しています。そして２００９年には、ベターライフオブインデックスという新しい暮らし、幸福度を測る指標づくりがされてきました。このように世界で暮らしの豊かさ、幸福感を測ろうとする取り組みが行われてきました。

日本では「生活満足度調査」がこれまで行われてきました。この図１は一人当たりの実質ＧＤＰと生活満足度の調査結果を合わせたものです。一人当たりのＧＤＰは、１９８１年からどんどん上がっています。どんどんあがっているにもかかわらず、満足度は横ばいのままで、３を少し上がったところから、あまり動かないのです。これはどういうことか、普通に考えるとＧＤＰが上がると

生活満足度はどんどん上がっていくと考えてよいと思うのですけれど、それが上がりません。その理由というのは、やはり自分がこれだけ生活レベルがこれだけ上がったのだから、もっと幸せにならなきゃいけないという自分に対する考え方と、そして周りを見渡して、周りはこんなに豊かになってきているのに、自分はそれに本当についていっているのかという不安から、なかなか満足度そのものが上がらないということだそうです。

またその満足度の要因になる幸福度の度合いに影響する要素が図２ですが、一番に家計の状況（所得・消費）、次に健康状態、そして家族の関係です。第一に家計の状況というのが上がってくるのです。

一方、アマルティア・センが「地域の健康」という話をしています。健康な街や地域で生活する人というのは、自分の持つ潜在的能力を伸ばす機会に数多く恵まれている、その結果、一人一人の生きる力の選択肢が増えて、その中から人生の充足感を高められる生き方を選択できる可能性が高くなる。このように自分の持つ潜在能力を伸ばすこと、そして何よりも生きる選択肢が増えるということ、このことが人を幸せにするのだというふうに言っています。健康な社会というのはそういうふうな社会なのであると。

一方で幸せな人の数が幸せな社会をつくるわけではないということも言っています。むしろその逆で、健康な街や地域を創り上げることによってそこで生活する人が人生を幸せなものへと近づけていきやすくなるというふうに言っています。このように地域を健康につくることによって、人が幸せになるのだという考えです。

３．機嫌よく暮らす環境づくり

このように幸福度や幸せに暮らすことを考えていく中で、私は「機嫌よく暮らす」という言葉を使っていますが、そのような住環境づくりには二つの大事なことがあります。それは、居場所があること、やりたいことができること。二つ目は、センの「地域の健康」に通じるものです。この二つの住環境づくりを機嫌よく暮らす大きな目標ではないかという考えに至っています。

人々の居場所づくりというのは、単にいる場所があるというわけではなくって、そこに自分が存在していることを認められる、あるいは自分がそこに存在することを周りのみんながみとめる、自分にとっても自分の能力をそこで活かすことができる、そのような意味も含めています。そして、その上で自分が何かをやりたい、こういうふうなことを私ができるのだと言ったときに、そのやりたいという気持ちをみんなで応援するような環境、それが行政であるかも知れませんが、そのような環境が必要であると考えています。

このようなの考え方に基づいて、私が近年行っています二つの活動について紹介したいと思います。

４．カフェ・オ・カフェ

（１）活動の経緯

その活動は、これは学生のネーミングですけれども、街中で移動カフェをする、カフェ・オ・カフェという活動です。

この活動をすることになったきっかけは、２０１７年のＪＵＤＩフォーラム、「ベンチに座る」で、基調講演をいただいた、田中元子さんです。以前からの知り合いだったのですが、彼女が「みんなのパーソナル屋台」ということをやっています。これは屋台を公開空地やオープンスペースに持って行って、そこでコーヒーを振舞いながら、道ゆく人とお話をするという趣味だと教えてくれました。その趣味にはいくらかかるかを伺ったら、おおよそ１回３０００円、ちょっと上等のランチを食べても３０００円、どっちが自分にとってご馳走かということだと。

その考えに私も共感し、屋台持って街に出てコ

写真１　研究室学生作、おカフェ１号

ーヒー振る舞いをしながら色んな人とお話ししたいと思いました。田中さんのカフェ屋台を見せて、学生に作ってもらいました。私の場合、電車に乗って行きたいから、電車で運べるものにしてね、とお願いをしました。これが、学生達が作ってくれたカフェスタンドです（写真１）。二つにたたんで、電車に乗りこむことができます。

学生達は、いつの間にかコーヒーの入れ方を習いに行ったり、自分たちでおしゃれなエプロンを作ったりし始めました。そしているうちに学生達のカフェ・オ・カフェが出来、私は名前だけの登場になってしまいました。こんなことをやっているときに、二つの依頼が舞い込んできました。

１つは吹田市が千里南公園でパークカフェ設置するという事業に関するものです。吹田市長の公約に、「南千里公園内にオシャレなカフェを設置し、一年を通じて公園で憩えるあらたなコミュニティ空間を提供します。」というものがあり、それを受けた市役所の担当職員が「急に言われても、公園でカフェなどやったことはないし、どうしたらいいだろう」ということになりました。そこで、大阪府大の上甫木先生、人と自然の博物館の藤本先生や私に相談しようということになったようです。

すでにみんなに愛されていた千里南公園に、突然カフェが現れたのでは、使っている方々がびっくりしてしまうので、カフェのある公園を実験的に体験してもらおうと提案しました。カフェをしながら公園の利用についてのアンケートもすることとなりました。

そしてもう一つは、北区役所前広場でのカフェ実験です。これもカフェをお願いされたわけではなく、北区長の上野さんから「区役所前の広場がいつも自転車でいっぱいになっているので、区民の憩える場所にしたい」と相談されました。日を決めて自転車を全部どけるから、そこでカフェしてもらえないかとの相談でした。自転車を全部どけてカフェをするより、自転車が置かれる前にカフェを始めて、場所の雰囲気を変えてしまったらどうでしょう、と提案しました。雰囲気を感じ取って、自転車を置く人が減るのではないかという目論見です。カフェをしながらこちらでもアンケート調査をしてみましょうと提案しました。

アンケートをするというのは、もちろん利用者の声を聞きデータをとる意味がありますが、それよりも実験をしている学生と、市民がコミュニケーションをとる、声をかけてお話をするきっかけを作るためという意味が大きいのです。

私は社会実験を次のように考えています。本来は公共と市民という２極の関係ですが、新しい価値を持った社会実験を学生達が内発的に行うと、その景色を見た公共と市民が何かを感じとる、実験が終われば、その学生達が生みだした新しい価値、感じた新しい価値が市民や公共に伝わり、新しい関係が生まれるのではないか、こういうふうに考えているものです。

（２）千里南公園パークカフェ

まず一つ目の千里南公園でのパークカフェです。千里南公園の日常は、学校帰りの高校生がおしゃべりをしていたり、トランペットの練習をする中学生がいたり、走り回る子ども達がいたり、そして家から持ってきたお弁当を食べるおばあさん達がいたり、こういう公園です。みんなに愛されています。その公園の中に「新しい価値を導入して、人がより自由に過ごせることのできる居場所を生み出そう」という実験です。これは学生達が自分達で見出した実験の社会的な意味です。

ということで、先ほどお示ししましたカフェスタンドを持って公園に行き、設置をしてコーヒーのいい匂いを漂わせると、自転車を押しながら散歩をしていた人たちが吸い寄せられてきます。研究室の一番のイケメンの男子学生がコーヒーを入れています。そうするとおばさん達がやってくるし、女子学生が立つと、おじさん達がやってきます。新しいこのような景色が生まれます（写真２）。

写真２　カフェ・オ・カフェが作り出す新しい公園の風景

学生達は更に３つの提案をしてくれました（図３）。１つ目はコーヒーステーション（コーヒースタンド）、２つ目はフリースツール、これは自分が自分の居場所を作って好きなところに持って行って座る、という椅子です。３つ目はノッディングロット、押し車です。ここで小商いをします。公園で小さな店をだします。例えば市民がそれぞれ何か売りたい物とか見せたい物を持ってきて、この押し車に置いてカフェの横で小さな店を開きます。

このカフェは、お金を取らずに振舞っていました。明日カフェやりますというときには私が贅沢なランチ分３０００円を学生たちに渡していましたが、やはり学生達もちょっと気になってきたようで、コーヒー代を取ることを考えたいと言ってきました。そして営業許可をとることとなりました。そんなわけで、カフェスタンドは、屋根がついたりさまざまな裏側の道具が必要になったりで、大きくなり第２号ができました。コーヒー一杯２００円で提供することとなりました。

この写真（写真３）はたまたまおじさん達ばかりですが、「公園でコーヒーが飲めるのはいいね」なんて言いながら集まってこられました。建築の学生は自分たちの仕掛けで新しい景色をつくるのが大好きですから、「新しい景色がつくれて楽しい」とか、「この楽しさをみんなに知ってもらいたい」というふうに思うようになっていました。

千里南公園を使っているさまざまな世代の人がもっとより交じり合うことによって、豊かな風景が生まれるポテンシャルがあるということ、そしてカフェ・オ・カフェのように公園で自由な活動をしたいと感じる人が、それを実現できる仕組みを作っていきたいと感じています。今は季節が悪いのでお休みしていますが、千里南公園の指定管理者のご協力で、カフェの営業を４月からまたやり始めるとのことです。ぜひみなさんにも、来て頂きたいと思います。

（３）北区役所前　広場カフェ

そしてもう一つの社会実験のご紹介です。こちらは北区役所前でのカフェの実験です。これ北区役所前の状況（写真４）ですけれども、どこも自転車、自転車、自転車、自転車。そしてそれを横切る人がいたり、通り抜けて行く人がいたり。市民が育てる花の花壇があったりはしますが、あまり居心地の良い場所とは言えません。

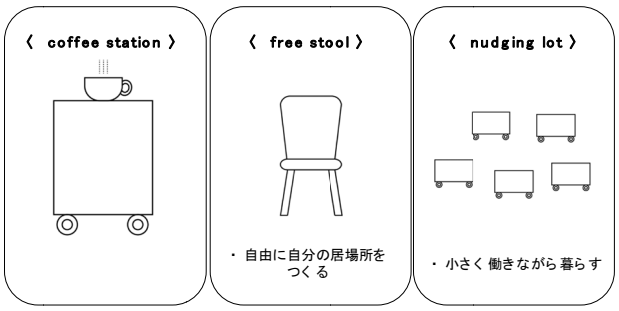

図３　公園の利用をより豊かにする
３つのコンテンツ（学生の提案）

写真３　カフェ・オカフェ第２号と、
ハンドメイドのスツール

写真４　大阪市北区役所前広場の日常
広場が自転車に占拠されている

この広場に新しい価値を見出し、人がより自由に過ごせる居場所を生み出す社会実験を考えました。ここでは、「自転車 vs カフェ・オ・カフェ」をテーマとしました。自転車が置かれる前に居場所をつくるぞということで、学生達、早朝から北区役所前の広場に行って、カフェの営業を始めま

した。市役所にやってきたさまざまな人とお話しながらアンケートをしたりしている様子がこういうところです。ここでは、定点観測調査もしています。

地下鉄扇町駅を上がったところ、JR 環状線の天満駅の南西、北区民センターと区役所の間に囲まれたところに、区役所前の広場があります。ここがカフェをする広場です（図４）。

まず、８時半から１５時まで、区役所の３階から定点観測をしました。このビデオをみると、色んな人が通って行きますね。横切って行く人もいます。自転車持って来た人に学生達がちょっと声をかけたりもしています。向こうから来た人がすっと横切って行ってしまうこともあれば、自転車でちょっとぐるっと回って「あれ今日は何か雰囲気が違う」とか思ったのでしょうか？　出っていってしまう人もいます。

この調査の結果、わかったこと。まず実験をしていない平日は広場を通った人は２６５人いました。自転車を置いていった人が９１名、その自転車を持って帰った人が２５人というような状況でした。そして通り抜ける人が、１２８人。それに対して、実験をした一日目は、区役所利用２００人と少し少な目ですけれども、自転車を置いていった人は３４人に減っていました。随分減っていると思います。そして自転車を持って帰る人は７人。停めずにぐるっと回って帰ってしまった人は７人いました。二日目は区役所利用者３３０人ととっても多かったんですけども、自転車を置いて行った人は４４人、そして自転車を取りに来た人が２７人、停めずに帰った人が５人です。言い忘れましたけれども、北区役所にはもちろんちゃんとした自転車の置き場があります。先ほどの図（図４）で言いますと、区民センターの後ろにも自転車置き場、そして区民センターと区役所の間にも自転車置き場、区役所の前にも自転車置き場、さらに屋根付きの自転車置き場がこの花壇のうしろにあります。そうなのですが、この停めやすい広場にフュッとみんな停めていくといった状況でした。

アンケートの結果もお知らせします。「今日みたいな広場の活用、カフェをするなんていうのはどうですか」と伺うと、「毎日欲しい」という人が２３％、「こんな日もあってもいい」という方々が６７％で、９０％の方々がカフェをすることを

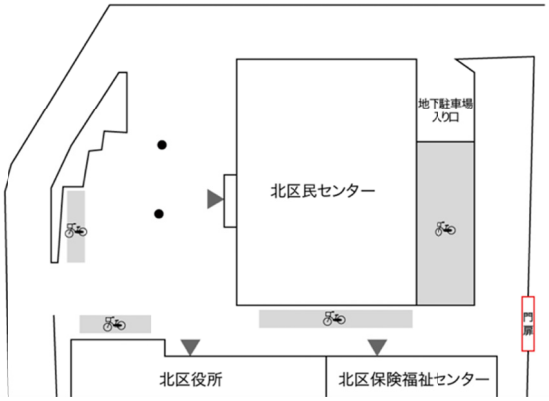

図４　大阪市北区役所前広場の位置と自転車置き場の配置

写真５　大阪市北区役所前広場での カフェ・オ・カフェのふるまいコーヒーの様子

いいなというふうに感じていらっしゃることがわかりました。

では、実験をした学生たちはどう思ったのでしょうか？　「花の手入れをしてくれているのに、自転車で隠れちゃってもったいない」、「せっかくコーヒーを飲んでる景色が生まれても、隣りに自転車が並ぶと雰囲気が壊れてしまう」、さらには「整理員の人が自転車動かしすぎ」、「整理員の方が自転車置き場があるにも関わらずそちらに誘導せずに、「はいはい、ここに置いて。」と言って広場に置かせてしまう」。つまり誘導されるわけですね。学生達は、「自分達は一体誰と戦っているのかよくわからない。」というふうな声もでてきました。実は、自転車整理員のおじさん達と戦っていたようでした。このようにして、社会実験は行われたわけです。

４．公共空間の空間価値

２つの社会実験で、学生たちがカフェスタンド

という道具を用いて新しい景色をつくりだしました。その景色を市民の方々が見て、多くの方々がこの公共空間の使われ方はいいんじゃないかというふうに言って下さいました。このような市民を巻き込んだ社会実験を行ったことによって、公共空間の新しい価値を顕在化できたのではないかと考えています。

この２つのカフェ実験で分かったことは、まず学生達が内発的に考えて動いて、自分達が楽しくなったということです。それは社会実験で分かったことです。公共の空間でカフェをして、道ゆく様々な人とちょっとおしゃべりをする、そうすることが自分たちにとって楽しいことだと発見しました。

そして楽しそうにコーヒーを入れているその姿が、市民に伝わっていることで、公共空間に生まれた新しい景色を目に見えるものとして共有できたということです。このような体験を共有することにより、市民の方が自分達でカフェをする楽しさに気付いてもらい、やってみたいと思っていただければと考えています。

市民にとって幸せな公共空間のあり方を考える時、公共は２つのことを考える必要があると考えています。ひとつは、市民の居場所づくりです。自分がそこにいる価値、役割を感じてまちにいること、そのような居場所を作ること。もう一つは、人々のやりたいを支援することだと考えています。このような、公共空間に新しい価値を見いだすことが、新しい住環境価値だと考えているわけです。

ところで、先ほどから先生方のお話を聞いていました。そこで改めて、この私たちの社会実験のことを考えていました。ふっと思い出したのは、学生達の言葉です。この社会実験をやっている時に、一番市民の方からよく聞かれることは「どうしてここであなた達そんなことができるの」という質問です。それに対して学生は「研究としての社会実験だから、だからこうやってアンケートもしてて、許してもらってるんです。」というわけです。「許してもらう」といっているけれど、一体誰に何を許してもらっているのでしょうか？市民の方の「どうしてこんなことができるの」という質問は、前提として、「ここではそんなことができないのに」という考え方があって、学生の方は学生の方で「私たちは、許してもらってやっている。」と考えている。きっと行政ですね。行政に許してもらってやっている、ということなのだと思います。じゃあこの社会実験は一体誰のために必要だったのか、と改めて考えました。実のところは学生のためでも、市民のためでもなくて、「一番必要としていたのは行政だったんだ。」ということが分かってきました。本来、許しを請う必要はなかったのかもしれません、公共空間は自由に使えばいいのだから。行政が許して良いかどうかを試すための社会実験になってしまっていたのではないか、そんなふうに考えているのですが、皆さんは同様に感じられました？　このことに関する答えは今得られていません。確信を持った答えは得られていませんので、今日この後の議論の中で皆さんとディスカッションしたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

以上

プレゼンテーション③

ルール化によらない公共空間の野生的利用の実践を通じて、

公共空間利用の原点を考える

笹尾和宏

１．はじめに

（１）設立経緯と過去の活動について

「水辺のまち再生プロジェクト」という団体は、2003 年にスタートしたのですが、当時はその 6 年後に行われる「水都大阪 2009」というイベントに向かって大阪の水辺空間の魅力づくりに取り組んでいました。「水辺ランチ」という飲食イベントや「北浜テラス」という河川区域にテラスを出す取り組みの協力などをしていました。

2009 年以降には、水都大阪がどんどん盛り上がってきて、観光周遊船や川沿いのお店が増えてきたので、「私たちの役割は終えたのではないか、解散しようか」という議論にもなりましたが、「個人レベルの都市生活にどういうふうに「水辺」を取り入れていくかという視点に立てば、水都大阪の大きな流れと並走する値打ちはあるのではないか」という考えに至り、今も取り組みを続けています。「市民発意で出来ること」という視点をもって、川に浮かべるのに許可の不要なゴムボートを使ったイベントの企画や、舟運会社の「大阪水上バス」さんと劇団「子供鉅人」さんによる水上演劇の企画のお手伝い等をしてきました。

私たちは行政主体でも公益性の高い団体でもないので、公共空間の占用許可は受けられないですし、それぞれが本業を持っているという活動スタイルと規模からしても新しい大きな事業を興せるわけでもないので、都市生活の延長線上でどう水辺を素敵に楽しめるかということばかり考えています。

（２）公共空間の自由使用への着目

この活動が「都市生活の楽しみ」のどのあたりに位置するのか整理してみました。まず都市生活で思い浮かぶ「楽しむ」場所としては、買い物や食事をしたりサービスを受けたりする建物・施設

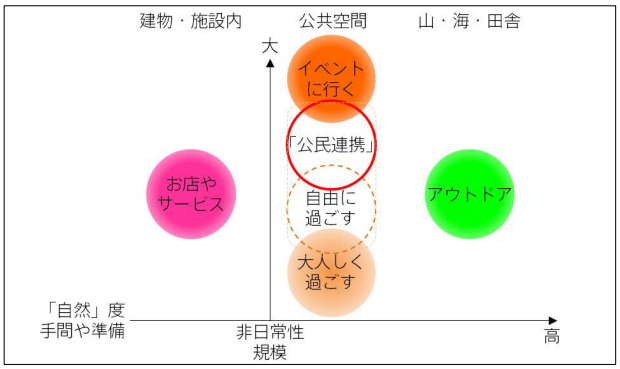

図１　活動のポジション

です。またその対極として、遠く大自然の中でアウトドアを体験するというものがあります。それらに対して私たちの活動フィールドは「都市の水辺」という公共空間なので、それが「建物・施設」と「大自然」の間に位置しているのではないかなと思っています。

次に、公共空間での楽しみ方を日常性⇔非日常性の軸で考えてみると、日常性が高いものは例えばピクニックや散歩というような行為が、非日常性が高いものはパレードのような行政主体のイベントなどへの参加が該当します。この軸では、その中間の行為がなかなか見当たらないのかなと感じています。そのような状況の中で、最近は公民連携・民間活力導入という視点で推進されている公共空間の利活用が「中間」のやや非日常性寄りに位置づけられます。そして、やや日常性の高いポジションに私たちの「自由使用の視点で自由に過ごす」取り組みが位置づけられるんじゃないかなと感じています。

（３）アーバンアウトドアのレシピ

「自由に過ごす」という観点で、都市生活をどう楽しんでいるかをまとめたものとして、「アーバンアウトドアのレシピ」という冊子を作りまし

た。やりたいと思った行為の本質を研ぎ澄ませて、それができる場所を選ぶことをするわけですが、そのプロセスの中で、営業許可とか免許を必要とせずに、周りの人に迷惑をかけずに、良い感じで出来る方法論がわかってきます。例えば、公園の芝生の上で映画を見ようとなった場合は著作権法と都市公園法が関係してきますが、無報酬で、無料で非営利であれば、著作権法上の使用許諾が不要ですし、普段何も言われないピクニック程度の規模なら公園占用許可を求められることもないと考えることができ、外で映画鑑賞会をすることが出来ます。

飲食のあるイベントをしたいと思った時も、こちらでフード・ドリンクを用意して提供するとなると食品衛生法上の営業許可が必要ですが、自分たちで持ち寄ったり飲食は無料にしたりする方法をとれば、許可を取らずに飲食イベントが出来ます。やりたいことに潜在している自分たちの果たしたい目的が何なのかを見定めると、案外やりたいことは自由に出来るんじゃないかということを提案しています。

例えばこちらの写真はその中の行為のひとつで「アーバンスペースディスコ」と呼んでいますが、外で大きな音楽を流したいということを実現する遊びです。昼夜間人口比が極端に大きくて夜はなかなか人が居ないという都心部の問題点とされている状況を逆手にとって、基本的に人が居ない週末の夜のオフィス街でさらにマンションも周りにない場所を探して気持ちのいい音楽を流しています。人が居ない遠くの湾岸部や山奥に行くわけでもなく、地下の防音設備がしっかりと整ったクラブで音を出すわけでもなく、まちなかから逃げずに外で大きな音を出すことができないかと、いろいろと候補を見つけては大きな音を出してみて、そこをひと時のディスコ空間に変えるということを終電が終わった頃から明け方の始発が始まる頃までの時間で行なっています。

（４）現在の活動“NO BORDER, BE WILD”

こうした一連の取り組みのキーワードとして、”NO BORDER, BE WILD.”というフレーズを決めました。これは、「できないんじゃないかな」とか、「許可がいるんじゃないかな」とか自分が作ってしまっている境界線は実は無いから、もっと自分たちがやりたいことを生物としての本質性に従って

写真１　冊子「アーバンアウトドアのレシピ」

写真２　アーバンスペースディスコの様子

僕らに都市で遊ぶ野生「URBAN WILDNESS」は残っているか

自分たちが作ったルールに飼いならされていないか
都市に生かされている中で、自ら都市に生きることを子どもに示せるか
無自覚な消費行動に対する疑問はあるか

都市空間における規制緩和の恩恵は商的利用に偏り
生活者はサービスを享受する受動的消費者のまま
まちなかの店舗や施設で過ごすのと同じ
それどころか、規制緩和されたことしかできなくなるリスクもある

目指したのはこの未来だけじゃない
規制緩和が無くても、許可を得なくてもできることはまだまだある

都市に日常のアクティビティが重なることでも生活の魅力は高まっていく
都市生活者ひとりひとりのセンスアップと
居合わせた当事者同士の調整力をもって、
認める社会から赦す社会へ

より高度でエキサイティングな社会の方向を向いていたい
目指すのは「ルール化に拠らない秩序」のある生活

”NO BORDER, BE WILD.”
(2017~)
URBAN WILDNESS

写真３　ステートメント

てやってみようよ、というメッセージを示しています。ステートメントも作りました。

現在３つの取り組みを進めています。１つ目が「水辺ダイナー」という取組です。中之島周辺の公共空間としては道路、公園、河川区域があり、それぞれにスキマと呼べる場所があります。その中でさらに景色等のポテンシャルがある場所を見

つけて、そこを食事の会場にしてアウトドアディナーを楽しむというものです。そこが道路なのか公園なのか河川区域なのかでそれぞれ適用される法律が違うので、何が出来るか出来ないかということがある程度わかってきます。それを通じて、自由使用に対する経験とか体験をして、学んでいこうとしています。

こちらは、福島１丁目のほたるまちの前です。ほたるまちを整備するときに広幅員の一車線道路が造られたのですが、結局路上駐車が増えてしまったのか､広幅員道路の片側 2m がガードレールで囲われることとなってしましました。これによって生じたスキマは人も通らないし車の心配もない、ということでリバーサイドディナーができるなと気づいて、テーブルを並べてディナーをしてみたものです。

次がツールを使った「クランピング」という取り組みです。川沿いは橋の欄干があったり、水際に沿って柵があったりしていて、それに寄りかかって過ごすということがあると思いますが、お酒を飲んだり、食事をしたり、スナックをつまんだりできるサイドテーブル代わりになるようなものがあれば、そこがさらに良い空間になるんじゃないかという発想のものです。いろいろ試行錯誤を続けて「バークランプ」を使うといいんじゃないかという考えに行き着きました。クランプで欄干や柵を掴んで、余ったバーの部分に板を渡すと即席のサイドテーブルが出来上がります。

３つ目は「公共空間の自由使用」に関する現代の先駆的実践者によるスクールイベントです。お話を聞くだけではなくて、その後で一緒に実際にやってみるという実践までを一つのパッケージにしたスクールの開催を考えています。マグネット付きカゴを都市に張り付けて立ち飲みカウンターに見立てる「裏輪呑み」という遊びをされている新しい骨董さん、鴨川で青空カラオケを楽しんでいる榊原充大さん、女子高生時代にその魅力に取りつかれて以来公共空間で野宿を楽しんでいるかとうちあきさん、ブルーシートやピクニックラグの要領で東京の路上に間取りが描かれたシートを置いて過ごす MADRIX という作品を制作されている mi-ri meter さん、先ほど岡先生のご紹介にもあったマイパブリック屋台を展開されている mosaki さん、国立市で無料の路上市「くにたち０円ショップ」に参加されている鶴見済さん。例えば以上のような方々が既に都市の自由使用と言える活動を実践されています。

写真４　水辺ダイナーの様子

写真５　クランピングの様子

２．自由使用を広げていく上での取り組み課題

（１）法令上のポジショニング

次に、これらの一連の活動を続ける中で感じている課題について、法令上の規定がどうなっているかという観点でご説明します。ピクニックやジョギング、散歩といった何気ない生活行為というのは、図の青で示された領域に該当します。その反対側には法律で制限されている｢ダメな行為｣が属する赤い領域があります。この間の緑と黄色で示される領域があまり意識されてない領域で、これが私たちの活動領域なんだろうなと認識しています。なので、これまで青の領域に居た人を緑ゾーンに引っ張り込みたいと思っていますし、緑とか黄色で示されている領域の幅を赤側に押し広げて最終的に青い領域を増やしていけたらいいなと思っています。さらに、大阪市内の公園でのバーベキューのように、赤い領域に属する行為の中でも秩序を保つために社会的ルールとして現状禁止されている行為は、問題ない行為として再設定

して、本質的には行使可能な都市生活権としてもう一度勝ち取っていきたいと思っています。ただ、実際は追い風は吹いておらず、黄色の領域に該当する「意識していないだけで実は法律的に問題がない行為」も管理者の「指導」という形で抑制されてしまっている状況が多々あります。つまり、法律を読みこなすだけでは解決できないような状況が実際には起こっています。

（2）管理者や近隣住民による自由使用の制限

先ほどお話ししたアーバンスペースディスコをオフィス街の公開空地でやっていると数時間おきに警備員さんの巡回があり、見つかると間違いなく制止されます。まず音量が周辺住民への迷惑行為であると言われます。次に、このスペースが私有地であると言われます。そこでやり取りは終わって撤収することになります。行政の公開空地の担当課にお話を聞くと、公開空地の取り扱いをどういうするかは行政は関与しておらず、立ち入りや通行を制限しない限りにおいて地権者・管理者の敷地管理権に基づく運用方針・判断が優先されるということでした。ですので、理屈がどうあれ管理者の方針が絶対ということになります。

この写真は、歩道でたき火をしていたら、通報があったということで警察がやってきて注意されて撤収をしている様子です。大阪市のウェブサイト「廃棄物の焼却（野焼き行為）の禁止について」や大阪府道路交通規則の定めに従えばこの程度の焚き火は禁止対象ではないのですが、「法令は関係ない。常識で考えろ」と言われて太刀打ちできなかったということがありました。

周辺住民が私たちを敵視して通報するばかりではなく、仲間になってくれる場合もあります。水辺ダイナーの最中に、近くにお住いの女性が犬の散歩のときに通りがかって「雰囲気が楽しそう」ということで、わざわざ犬を家に置いてから戻ってきて一緒に盃を交わすなんてこともありました。

なぜ周辺住民が通報されるのか、なぜ通報を受けた管理者が制止措置を決めるのかを考えてみると、傍から見た様子が不安感や嫉妬心を抱かせるような場合は通報したり制止したりする意識がはたらくんだろうと思います。どういう場合に周辺住民や管理者に「まぁ赦しておいてやるか」と思ってもらえるのかを考えながら、私たちも公共空

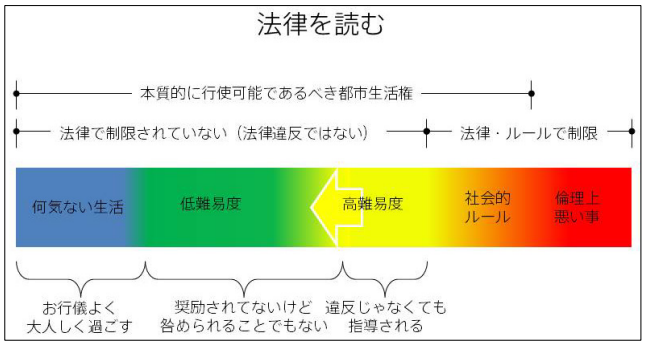

図２　自由使用と法律の関係

写真６　焚火に対して警察指導を受けている様子

間を自由使用しないといけないのだなということがわかってきています。その視点として１つ目は「責任の所在の有意性」で、周りの人よりも自由使用している本人がその場所の責任を背負っていることが伺える場合。2 つ目は「合点の行きやすさ」で、その行為について納得感をもって眺められ場合。3 つ目は「手馴れ感」で、その様子が「いつもやっていること」のように見える場合です。

私たちは「自由使用ができる「使う人」を増やしたい」と思っていましたが、それだけにフォーカスしていても増えないことがわかってきました。「使う人」が増えていく芽を摘まないために、周辺住民に味方になってもらう・赦してもらうことことも必要ですし、管理者が通報に対して「問題ない」と判断でき、その行為をそのまま咎めないという管理方針を確立することも必要です。使う人、周辺住民、管理者の三者の関係性を考えていくことが大事なのだろうということが見えてきました。

３．民間による公共空間マネジメントが抱える課題

（1）公共空間での行為に対する規定

活動を通じて公共空間マネジメントが抱える課題も感じているので、その辺りについてご紹介します。大阪城公園の貼り紙上では楽器演奏が一律で禁止されています。イラスト上の表現では太鼓どころか、フォークギターもダメとなっていて、公園で楽器を奏でることができないと言う状況です。シティタワー大阪天満というタワーマンションには、しっかりとした広場状の公開空地が整備されていますが、立て看板では「多くの人が利用するので」という理由で諸々の行為が禁止されています。つまり、ここで言う「多くの人」は結局このマンション住民を示しているに過ぎないということが伺えます。

地区計画（再開発等促進区）で整備され地区施設（多目的広場）の指定を受けている茶屋町地区計画内の有効空地には、「日常の通行とは認められない次の行為を禁止します」という看板が立っていて最上段に飲食行為が登場しています。多目的広場において、敷地管理権が行使されて「飲食をせずにただ通り過ぎよ」というルールが設定されているわけです。地権者が公共的空間のルールを決めることができる状況では、自由使用がリスクと捉えられてそれを減らそう作用するのは当然です。民間主体による公共空間のマネジメントはこの力学が働きます。

となると、私たちは大人しく佇む、通り過ぎるということにおいてのみ公共空間に居られるということになりかねません。極端な話ですが、公園でピクニックをするのにも申請とか許可が必要になるような将来が訪れるかもしれないなという危惧があります。

（2）「賑わい」という公共空間の公益性

公共空間が私有地と違うのは、その管理運営の方針や判断が管理者の裁量だけではなくて公益性の観点をもってなされているところですが、今は公益性の捉え方が 2 つあるような気がしています。1 つ目は自由使用に結び付く考え方で、「公共空間は基本的に自由な空間であり、だからこそもっと市民ひとりひとりが使えるべきだ」という「誰しもが使える」という公益性です。この考え方に基づけば、公共空間そのものは変わらずに素地のままみんなで使い合うことが促進されます。

2 つ目は、賑わいが生まれることや経済活性化

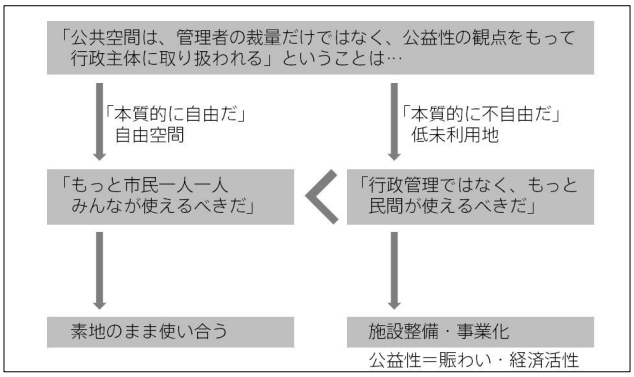

図３　公共空間の公益性

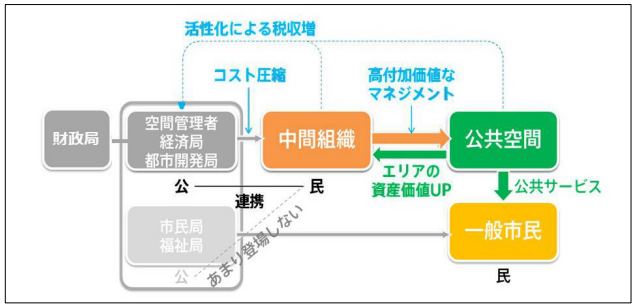

図４　公民連携における「公」と「民」

を公益性として捉える考え方です。行政が管理運営しているからこそ、公益性が低く不自由なのだということになり、もっと民間に権限を委譲して民間が利活用できるべきだという考え方です。そうなると、施設の整備やイベントの実施によって公共空間そのものを変えて集客を進めることになります。民間主体にとっては、公共空間はポテンシャルがありながら機会損失を起こしている低未利用地に見えます。今の「公民連携」は後者の考え方が主流になっています。

（3）「賑わい」という公益性が生まれる背景

公民連携において「市民ひとりひとりが使える」公益性の重要性が見えにくい背景として、「公民連携」の具体的な「公」と「民」に焦点を当てる必要があると思います。「公民連携」は公共サービスを民間主体が担うわけですから、ここでいう「民」は公共サービスを担えるだけの力のある中間組織体で市民とは違う「民」です。

公は「経済局」や「都市開発局」の場合が多く、「市民局」や「福祉局」が登場しないので、市民という「民」は行政主体からも見えてきません。「経済局」や「都市開発局」のミッションは経済活性化やまちの不動産価値の向上で、さらに後ろには財政局が控えていて、収益をあげること、公

共負担を減らすことが求められます。市民への公共サービスの優先順位が上がる考え方には構造上なりにくいわけです。

（4）公共サービスの質を担保するには

行政が民間主体と連携するメリットは事業ノウハウですから、民間主体は野に放たれれば純粋に利益最大化を目指します。精神論で公益性の担保を頼ったところで実現されません。ですので、うまくいっている都市は思想や理念は行政がちゃんと持っていて、権限移譲の際に民間に与える与件がしっかり定められている行政組織と中間組織の役割分担がしっかりされている場合が多いと言えます。要は、移譲する権限を制限するとか、前提になる枠組みを厳格にするとか、あるいは補助金なのかあるいは委託金なのかによって、ちゃんとお金を出して、そのお金を持って、使い道を明確にしてコントロールするというのが、公民連携の入り口として大事なんじゃないかなと思っています。その上で民間主体を突っ走らせることが重要です。

なお、民間主体は企業活動として公共空間マネジメントに携わることが多く、その場合はどうしても地域の集客力や経済力を「育てる」という長期的な展望をもった取り組みにはなりにくく、寧ろどちらかというと地域の集客力とか経済力に依拠した取り組みになります。

（5）行政主体は民間に事業化を求める

こちらの図は、公共空間の活性化の流れを「使われている／使われてない」「管理者の積極関与／消極関与」の二軸で整理したものです。行政が直営で運営している施設を低コスト化或いは高効用化する時に指定管理者制度等を使った民間活力導入が進められます。また、行政もどちらかというと放っていたあまり使われていない「さびれた場所」に対しても、どんどん使えるようにしていこうと民間活力が導入されるわけですが、そのほとんどが民間主体の積極関与を前提にした施設の事業化・収益化を目指す形になります。そのほうが､成果としてのインパクトがあり評価もし易く、実現可能な目標設定が可能なので取り入れやすいのです。

つまり、積極関与を前提とした施策は民間にとっても仕事、ビジネスになりやすく公民が連携し

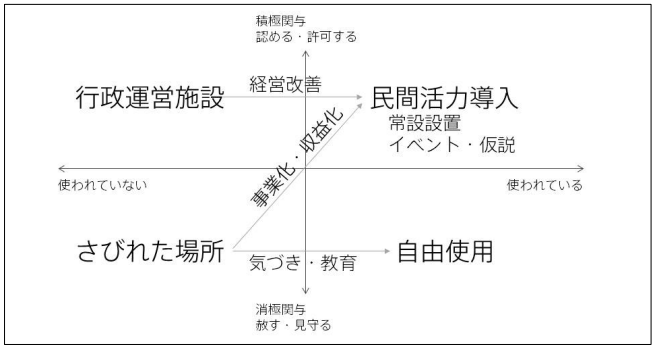

図５　公共空間の活性化の流れ

やすい。けれども、「自由使用を広げていこう」という消極関与を前提とした施策は民間にとって仕事になりにくいということだと考えています。

（6）マネジメントの現場の課題

民間主体による公共空間マネジメントについて、3 点課題を感じています。１つ目はまちの施設化による息苦しさです。公共空間の維持管理を民間主体から業務受託した管理会社（警備会社や清掃会社）が代行するわけですが、仕様書に基づいた業務になるため現場スタッフが状況を見て判断するという柔軟な運用がとりにくい。さらにすべてに目が行き届いてしまうので、まちにスキがなくなります。

２つ目は市民の無関心化と甘えの発生です。公共空間マネジメントを導入していない地域の道路では、沿道の市民が道路管理者をアテにせずに自ら軒先の道路の掃除をしたり、水をまいたり、変な奴がいないか注意を払ったりして、目の前のみちの面倒を見ようとしていることが良くあります。そうして得られていた道路への意識が管理会社への業務委託によって低下します。さらに警備会社や清掃会社は明確な受託契約という肩書を持って現場管理にあたるわけなので、何かの不具合が起こったときに思い当たる問い合わせ先になってしまいます。自分で何とかしていたこと、或いは道路管理者に対応を求めるほどでもなかったことが、身近な他人に言えてしまう状況が起こるわけです。

BID 制度は構造的には発注者（受益者）が複数になるので１人の重みが薄まりますから、無関心化や甘えはさらに大きくなります。市民がまちの現場から離れていき、意思決定者と判断者が乖離し、本質的な判断ができなくなります。

３つ目が供給一辺倒によるまちの疲弊です。

「賑わいづくり」と称してどんどんイベントを打って、人に来てもらうというふうなことばかりでは、予算がなくなると出来なくなりますし、どんどん新しいコンテンツを考えないといけないということで、持続可能ではない。供給型のイベントばかりを打っていてもだんだんまちが疲弊していってしまうということが懸念されます。

3. 自由使用の価値とその展望

（1）自由使用が重なり合う都市の魅力

こちらの写真は井の頭恩賜公園ですが、この景色に居合わせた時にワーッと感動したんです。寝転んでいるカップル、ラグに座っている家族、サッカーをしている友達、キャッチボールをしている親子、円になってバレーボールをしているグループ、凧を上げている年配のグループと、「色んな人が自分の領域も相手の領域も守りながら好きなことをして楽しく自由に過ごしている」ということが起こっていました。これが、民間主体による公共空間マネジメントで出来るかと考えてみると、カオスな状況なだけに結構微妙なところです。警備員が常駐すると予防せずにはいられないし、クレームを言われずにはいられなくなるでしょう。

大阪市内では、難波宮跡公園が感動的です。てんしばや大阪城公園や中之島公園ほどハイライトされていなくて、空間としてもぽっかりとしていて草も膝丈まで生えているような、程よく放ったらかされています。ラグビーの練習をしている集団や結婚式をしている集まり、ドラムセットを持ち込んで一人でドラムの練習をしている人もいます。特に文句を言い合うとか、クレームが出るようなこともなく、みんなでずっと使い合えている状況が生まれている、大阪市内で貴重な場所です。

「自由な場所なんだ」という認識が一度形成されると、使う人も自由に使えるし、使わせる側の人も変わった行為に対して文句や小言を言うことも少なくなってきて、好循環が生まれるのだという気がしています。

（2）もう一度維持管理に注目する

「これは自分のことだから自分で何とかしないといけない」という公共空間に対する利用者の当事者意識は、マネジメント（他人）というものが入ってきたときにどう担保するかを考える必要があると思っています。どういう風に公共空間マネジメントをすれば場所の自由度を高めていくことができるかについて、次のようなステップを考えています。

写真７　井の頭恩賜公園の様子

写真８　難波宮跡公園

まず、もともとは禁止による管理がマネジメントと同義でした。そして今は利活用の視点が含まれるマネジメントが重要視されるようになりました。ただ、利活用が前に出つつも禁止は残っています。そこで次にこうなるといいなと思っているのは、禁止のための「監視」が「見守り」に置き換わったマネジメントです。管理者のだんだん影が薄くなっていって、利用者が自由に過ごしやすくあるために管理者が見守っている状況が実現されるということです。

さらに利用者同士で良い関係が生まれてきて、一定の自律の中で過ごし方・使い方が学べていく関係性のマネジメントまでできると良いと思います。なので、管理から利活用に重心が移っているのが現在だとすると、もう一度管理にウェイトを移して、より高次な管理のあり方を考えていくこ

とが大事なんじゃないかという気がしています。

（３）計画達成型マネジメント主義からの脱却

民間主体による公共空間マネジメントでありがちなのが、利活用によって楽しませる＆楽しませてもらうマネジメントで、言い換えれば供給による計画達成型のマネジメントです。それに対して、自ら楽しむことを支えるマネジメントが需要だと考えています。支援による自己充足型のマネジメントというふうな呼び方ができるかなと思っていて、私たち一人一人の都市生活の自給率を上げるということが重要かなと思います。

（４）自由使用の事業的な価値化

今後の取組課題としては、自由使用が可能な都市の自由度の価値化を考えていくことが大事だなと思っています。自由度の向上が地域活性に果たしうる価値を示せないかなと。わかる方にわかってもらうことは今でも出来ると思うのですが、実際の事業、まちづくりとか都市、地域づくりの意思決定にちゃんと取り入れてもらえる合理的価値を示す評価軸を作るということが出来ればすごくいいなと思っています。

自由使用が担保されている地域は集客力が高いとか、そこに住みたいという人が多いとか、地域の魅力になっていることが示せればいいなと思いますし、あるいは、禁止して自由使用を阻む予防保全にお金をかけるよりも、適正なリスクマネジメントさえできていれば物事が起こってから手当をする事後修繕の方が安くつくことが示せればいいなと思っています。

以上

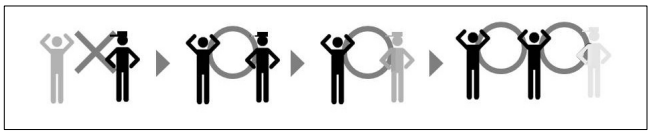

図６　何をマネジメントするか

コメントとディスカッション

藤本真里、綾野昌幸、発表者ほか

１．コメンテーターからのコメント

（１）藤本真里氏からのコメント

兵庫県三田市にある人と自然の博物館の藤本です。私が、20 年くらい関わっている有馬富士公園について紹介します。阪神淡路大震災の教訓から有馬富士公園で住民参画型運営をめざした兵庫県は、博物館に協力を要請し、博物館による運営支援がはじまりました。そのときのキャッチフレーズが「みんなで何でもできる公園をつくろう」で、利用者も管理者もみんなで何でもできる公園をつくろうという意味です。

いろいろなことをやろうとしても管理者にとめられる、なぜ、とめられるかといえば、何か問題が起これば、市民から公共の責任を厳しく問われるからです。だから、市民の意識も向上し、信頼関係ができて管理者も一緒に幸せにならないと何でもできる公園がつくれないという意味があります。自由なことが公園でできるしくみづくりとして、住民グループが企画から実施まですべてやる夢プログラムというしくみを入れて、2001 年のオープンから今も続けています。

また、自由にやることをオーソライズしてくれる協議会、その下に日常的にコーディネートする部会をつくり裏方として支えています。協議会には、住民、専門家、行政関係者が入っています。夢プログラムは、協議会とそのグループの共催いう形で好きなことができるしくみになりました。夜間の星観察、焼き芋、米づくりなど普通の公園だとダメそうなこともできるようにコーディネーション部会で調整をしました。

今回のテーマに参考になると思うのは、第一に住民主体であるとか、自立した市民が活動するというこの価値観を広めるというか、引き継ぐことが難しいということです。笹尾さんなら引き継げると思いますが、管理思考のある担当者は、住民主体という言葉は使うけれども行動がずれるということがよく起こります。でも、最近、感動したことがあります。

写真１　秋の有馬富士公園

写真２　米づくりのグループによる田植え

もう 17 年､夢プロを続けているグループの代表に「いくつか担当者の対応で問題があったが、なぜ、長く続けられたのか」と聞いたことがあります。「有馬富士公園の豊かな里山環境だ。棚田、池、森…といった環境が自分の家から車で５分のところにある。こんな公園は他にない。少々、運営管理で問題があっても離れようとは思わない。」と答えられました。公園という空間のもつ魅力というのは大きい、しくみより人々を動かすのだなと実感しました。

第二に、博物館に勤める私のような中間的な立場のコーディネーターが必要だと思います。行政にも市民にも何でも言えます。指定管理者と兵庫県の間には、契約関係があります。例えば、公園で行われる兵庫県主催のイベントを夢プログラムメンバーに手伝ってもらいたいといわれるとそのまま夢プログラムメンバーに伝えるしかありませんが、私の立場であれば、「夢プログラムメンバーは兵庫県のお手伝いをする立場にはありません。聞いてはみますが、手伝えるかどうかはグループの意志次第です。」と応えることができます。

市民に対しても、「このイベントの主催者はみなさんなので、準備も自分たちでしてください」といったことも言えます。このような対応は、住民主体というしくみを堅持し、自由なことをやり続けるために重要だと思います。住民主体というしくみが市民のあいだに根付けば、私のようにヤイヤイいう必要はなくなるのでしょう。

第三に専門家の役割が大きいのではないかと思っています。管理者が動きやすい、自由な発想にも十分に対応できる環境づくりは、専門家が応援しないといけないと思います。自由な使い方ができる公園をめざそうとすると、所管課の意思、所管課がもっているビジョンが問われると思うのです。そこがしっかりしていたら、指定管理者もやりやすい。もちろん、ビジョンがない訳ではありませんが、抽象的で、自由な利用を応援するものではないのです。抽象的なものでないと県民や議会の賛成を得られないのかもしれません。地域に密着した計画づくりを専門家が一緒につくるというようなことが必要ではないかと思います。坂井先生がおっしゃっているイギリスの CABE（建設都市環境委員会）のような専門家集団の存在が必要になるのだと思います。

第四に公園運営の質的な評価を確立させる必要があると思います。その基準や評価方法は専門家が作らないと行政からは生まれないと思うのです。行政において必要性は高まっていますが、質的な評価の内容は専門家が立証して位置づけないといけません。鳴海先生からご紹介のあったマーサ・ヌスバウムの「人間の中心的な機能的ケイパビリティのリスト」にあがっている内容が評価のキーワードになるのではないかと思いました。

第五に明石公園でのエピソードを紹介したいと思います。ＴＴＴというかっこいいカフェができて、そのオーナーがパークマネジメントをしたいとおっしゃるので、おもしろそうだと思い、関わっています。明石公園は、JR の新快速が停まるような明石駅前にあり、多くのイベントも行われますし、通過する人もとても多い一方で、明石城址があり、豊かな自然も残るすてきな公園です。管理者から聞いたのですが、苦情が他の公園と比べ物にならないほど多いそうです。自分の庭だと思っている人が多いのです。毎日来る人もいるそうです。

写真３　コーラスグループによるコンサート

管理者は、「最初にうまく対応すればファンになってくださいます」と言っています。でも、苦情ばかりを聞いていると、自由な発想の提案に対して、頑になってしまう気分もわかるような気がします。この公園の柔軟な管理者に「テーブルと椅子を持ってきてランチしたいとか、音楽をしたいとか言ってきたらどうする？」と聞きましたら、他人の迷惑にならなければいいということでした。他人の迷惑って何かと聞くと、うるさいとか、他のことができないほど占有しているとか…ということで、迷惑になりそうだなあと思ったら少し注意にいくかもしれませんということでした。

（２）綾野昌幸氏からのコメント

伊丹市の職員で綾野と申します。よろしくお願いします。先ほど岡先生の方からご紹介いただいたのですが、今回、岡先生からこのようなお話を頂戴しまして、今日に臨むまで何かしていったらいいのかなとかいろいろと思っていたのですが、何もしなくてもいいよという感じなので、今日もお会いした時にちょっと位打ち合わせがあるのかなと思ったら、それも何もなくて、あなたの瞬発

力に任せますみたいな感じで４人の方のお話を聞いて、私がメモったこと、伊丹の実情に即したことをお話させていただけたらなと思っております。ですから、岡先生のところの学生さんも来られていますが、すごくよく育つというか、投げかけらえた課題で何をやりなさいというのではなくて、自由にさせてくれるというのは、すごく伸びるんじゃないかなという気が致します。

私は行政なので、行政の立場というのも踏まえながら、お話させていただきたいと思います。伊丹、公共空間の自由利用というお題ですので、２つ事例をご紹介させていただきたいと思います。１つは伊丹に三軒寺前広場という広場があります。いわゆるまちなか広場でして、中心市街地の中の中心、伊丹側の阪急伊丹駅と ＪＲ伊丹駅と２つ主要な駅があるのですけれど、それを結ぶ道路のほとんど真ん中にあります。その三軒寺前広場というところの活用とそれから図書館ですね。図書館ことば蔵の一階にフリースペースがありますので、そこの活用、私が関わっていますこの２つをご紹介させていただきたいと思います。

三軒寺前広場というのは、本当に道路敷といいますか、歩行者優先道路の道路上にありまして、本当にイベントのできるようなしつらえになっています。そういうオープンな空間の公共空間というのが一つと、図書館の一階を利用していろいろなイベントをしているのですが、館の中の空間の２つのお話をさせていただこうかなと思っております。

私たちは行政なので、基本的には道路とか図書館というのは行政が整備をしてきました。そして、そこを上手に使ってもらわないといけないということなのですね。市民の方と一緒にああでもないこうでもないということを考えながらいろいろな事業をしています。行政が整備して民間の方、そして私たちもいろいろなアイディアを出しながら使っているというところです。

まず、一つ目の三軒寺前広場という広場がございまして、三軒寺前広場というのは、本当に字の通り、三軒のお寺が広場の北側にあるのですね。まちなかの中にあるのですが、ちょっと静かな空間です。そこでほとんど土、日などはイベントをやっているというような状況で、ここの三軒寺前広場も実は、今日、都市計画の話もありましたけれども、道路敷なので、市の道路整備課というところが、整備をしてくるのですが、本当にイベントをしやすいような整備をしてきたのですね。２０００平米ほどある空間なのですが、そこでなイベントをしてもらって、そのイベントをしている方たちの声を聞きながら、整備をしてきました。例えば、夜のイベントをやろうとしても、道路なので電源がないと。電源ボックスを設置したり、途中で一回電気容量を上げたりとか、そういうことをしました。

写真４　三軒寺前広場で夏と冬に開催される伊丹郷町屋台村

写真５　三軒寺前広場で伊丹まちなかバルの際に行われるオトラク

伊丹というのは非常に平坦な土地でして、すごい歩行者や自転車の利用が多くて、自転車はまたすごく多いのですね。ですので、自転車が雑然と停められていたのですが、自転車ラックを整備しようとか。平坦な土地といいながら、そこのお寺の前はちょっと急な坂があったりしますので、スロープをつけたりとか、そういった歩行者対策などもしながら、三軒寺前広場の方を整備してきて、主に民間の方中心に上手に使っていただいていま

す。

本当にまちなかのしかも真ん中にあるので、例えば屋台ですね。大きい屋台テントをぱんぱんぱんぱんと張って、屋台をやったり、音楽のイベントをやったり、ダンスのイベントをやったり、フリマやったりといろいろな事をやっています。年１００回くらいやっています。ですので、ここの三軒寺前広場は道路敷といえどもそういう使い方をしていますので、商活動、そういう屋台をやったり、いろいろな物販、販売をしたりそういう商活動もやっています。そういう形で使っているのが一つと、もう一つはことば蔵、さきほどちょっとご紹介いただきましたけど図書館なのですね。

図書館のことば蔵というのは、何故ことば蔵と言われているかと言いますと、これは愛称を募集したのですね。図書館が５年ほど前にできました。その時に愛称を募集しまして、実はその土地が剣菱という酒蔵があった土地でした。伊丹はいろいろな柿衞文庫という俳諧の館もあったりして、ことばに力を入れていて、ことば文化都市という特区をとっていまして、いろいろなことばに関する事業をやっていたので、そのことばというひらがなと酒蔵の蔵を合体させて、ことば蔵という愛称が出てきまして、みんなそれがいいんじゃないかというところで、ことば蔵という愛称です。開館して５年以上経ったのですが、市民の方は図書館行こうというよりもことば蔵行こうとか、短くいう人は蔵行こうという感じで、親しんでいただいています。

そのことば蔵が開館する時に、私も市の職員なのですが、その時に教育委員会へ、図書館は教育委員会なのですね。教育委員会と兼務になりました。今でもその兼務が続いています。ことば蔵の一階にフリースペースがありまして、普通、図書館というのは入ってすぐに書架があったりして、静かなところなのですが、うちの図書館は違うのですね。１階には全然本がなくて、２階に児童書、３階に大人の本、そして４階が自習室という感じなんです。１階がフリースペースになっていて、図書館がまちなかに移ってきた時に上手に使いなさいとミッションをいただきまして、さあどうしようかと。三軒寺前広場とか、そういう広場などではイベントをやったこともあったのですが、図書館の中でイベントをする、まして自分はあまり図書館には行かなかった人間なのですね。

写真６　「まちなか広場賞特別賞」を同時受賞した生駒市と連携イベント

貸出カードも実は作っていなかったという非常に恥ずかしい事態でして、行った時には司書たちから怒られましたけれども、そういう人間だったので、自分が行かない図書館をどうしたらいいのかと。ということは、自分が行かない、そういう現役世代ですね、現役世代で行かない人間が時間がない中で図書館に行こうとするには、どうしたらいいんだろう。そうしたら、自分が楽しめるイベントをしたらいいんじゃないかということをひとつ念頭に置いたのと、あとは市民の方と一緒にやっていこうと。いろいろなイベントを三軒寺前広場などでやってきましたので、市民の方と一緒にやっていこうということにしまして、今では年間２００回以上のイベントをしています。

それは、３６５日ありますけど２００回以上やっていると。岡先生に来ていただいた時は平日だったと思いますけれども、平日はあまりなかったりするのですが、夏休みは毎日やったりということで、年間延べ２００回以上のイベントをやっています。

図書館なので、やはり本とかことばにまつわるイベントをできるだけやろうということをしています。ですので、英語のイベントをやったり、シンポジウムなどで書店ＶＳ図書館みたいなシンポジウムをやったり、いろいろなことをやったりしている一方、図書館の一階の交流フロアでも音楽とかダンスのイベントなどをするのですね。どうやったら、それを実現できるのかということをする会議がありまして、実は運営会議というのをやっています。月１回、運営会議をやっていまして、誰がその会議に参加しても自由なのですね。そこ

で、やりたいこと発表会というコーナーがありまして、そこでやりたいことを発表してもらうと。さっき笹尾さんがおっしゃっていたまさにイベントをする場所でその会議をやって、その会議自体もお見せして、オープンな会議で、ここでじゃあ何ができますか、何がしたいですかというようなことを聞いています。

ことば蔵については、そういう使い方をしているということで、さすがに図書館なので、先ほど岡先生からご紹介いただきましたけれども、自分は酒飲みなので、本当は図書館で酒を飲みたいのですが、さすがにそれは無理だということもあって、きわきわのノンアルコールカクテルパーティというのをやりまして、アルコールはダメだと、ノンアルコールなら大丈夫だろうとバーテンダー二人に来てもらって、美味しいノンアルコールカクテルの作り方を実際にシェーカーを振って、やっていただいたというようなことで、１階は本はないですが、事務所のカウンターがあって、そのカウンターをバーカウンターに見立てたり、そんなことをやったりしました。

そういうことで、三軒寺前広場と図書館ことば蔵の２つの事例をご紹介させていただきましたけれども、それが２０１６年の秋に本当に一緒のタイミング､同じ時期のタイミングだったのですが、２つ賞をいただいたのですよ。三軒寺前広場はまちなか広場賞、山下さんのところも取られたと思うのですけれども、まちなか広場賞の特別賞をいただきました。ことば蔵はライブラリーオブザイヤー、図書館を上手に使っているということを評価をいただいて、そこの大賞をいただきました。

これは一昨年の秋にちょうど２つほとんど同時にいただいたのですが。賞をいただいたというのも、もちろん市民の方と一緒にすごく喜んだのですが、そのプロセス、うまいこと使ってくださっているというプロセスをそういう評価をしていただいたので、それは非常に嬉しいなと思っています。

今日､こういう形でお呼びいただいたのですが、この場所、アルパックさんが事務局をされている大阪市大の事業がありまして、大阪市大の学生さんが昨年の年末くらいに来られたのですが、そこの学生さんにお話しした時に、まちを使い倒すという話をしたのですね。先ほど申し上げた三軒寺前広場とか図書館とか、こういうまちにある施設

写真７　ことば蔵運営会議

写真８　ノンアルコールカクテルパーティｉｎことば蔵

写真９　「味いちもんめ」の倉田よしみ氏による伊丹ＰＲ漫画より

を使い倒してもらうという形で伊丹のまちづくりをやっていますよという話をさせていただきました。

今日の話を聞いていて、そっくりそのまま、まちというのが公共空間という言葉に置き換えられるのかなという気がいたしました。ですので、公共空間を使い倒すというような形で、それぞれのまち、先ほど明石の話もありましたけれど、三田

とか明石とかでされているような感じで、これから各都市も競争になるのかもわかりませんけれども、今あるストックを上手に使っていくということが都市間競争の鍵になるんじゃないかなという気がいたしました。以上でございます。

２．フロアも含んでのディスカッション

（１）坂井、発表者

いろいろな良いお話をいただきました。自由利用はまさに質に関係すると思います。その質をどのように捉えるかが分かれ目になります。それですべて変わってくると思うのですよね。公園の利用についてもアンケートをすればいいというわけでもない。アンケートについて、現場で何か思いつくことがあれば教えていただきたいなと思います。

（藤本氏の応答）

行政で質的な評価というと、アンケートの満足度をよく活用しますが、何かしっくりしません。鳴海先生からご紹介のあったマーサ・ヌスバウムの「人間の中心的な機能的ケイパビリティのリスト」にキーワードがあると思いました。来園者が自然の多様性を享受できるといったことでも良いのではないかと思います。指定管理者制度で審査をする機関が審査だけでなく通常時も評価するというしくみも考えられるのではないかと思います。

（２）岡、発表者

先ほど私が紹介した自転車を区役所の空地に置くというのも自由の一つですね。好きなところに自転車を置いて何が悪いという話になるかとも思うのですが、このような空間をマネジメントしようとすると、行政側から住民を組織化してほしいと必ず言われます。組織化されていることの証明として規約も必要になってきます。普通に楽しく、自由に使う人たちは、指定管理者にはなれません。関大前の道路を掃除しようとしても、グループでやってください、証明を出してくださいって言われます。きっと笹尾さんがぶつかっているのはその辺りで、ちゃんとしたグループで、組織化されていて、裏付けがあれば許可されることが、彼一人になったとたんに、３６歳の大人が何してるんだと言われてしまう。私はこれからの公共的な場所は、一人ずつが自分のしたいことが出来なくちゃいけなくて、そういう場所であってほしいと、と思うのですけれども、その辺りについては、みなさんも含めて、お二人も含めてどういうふうに考えておられますでしょうか。特に管理者側にいるお二人にうかがいたいです。

（綾野氏の応答）

そうですね、確かに先生がおっしゃったようによく行政の人にいるのですよね。組織化しなさいとか、そこの組織の定款ほどでもないけれども何か約束事を作りなさいとかいう。伊丹の場合はそれが、幸いゆるくて、図書館もそういう感じで運営会議というのも名前は固いのですが、全然ゆるい会議で、一応図書館の職員がゆるく進行するのですが、全然リーダーとかはなくて、出入り自由なのですね、遅れてきてもいいし、早く帰ってもいいし、たまたま通った人が入ってもらっても全然構わないという会議なのです。

そういう感じのゆるさというのを最近は認めてくれているところがありますので、結構、組織を作りなさい、きっちりしなさいという所は、あまり言わなくなりました。お行儀もそういう感じでやっていったら、割とよくて、凄いそれるとかデインジャラスな人が来るとか、そういうこともあまりなくて、ゆるくうまく続いているのかなというところです。

最近は、そういう組織化とか、ルールづくりというところには、まあ最低限のルールをみんなで理解しましょうみたいな感じで、図書館の一階も最初は飲食どうしようかと言っていたのですね。僕が行ったときは司書などは真面目な方が多いので、絶対ダメだという感じで言われたのですが、例えば北半分のフロアで一度自由にしてみようと。したところ全然ゴミもそんなに出ないし、お行儀も良かったので、全面でいいやと。２階、３階はさすがに本があるので飲食はダメなのですが、１階のフロアは自由に食べていただいているので、お昼はみなさんお弁当を持って来たり、パンを持ってきたりとか、夕方子どもたちがお菓子を食べたりとかそんな感じで、公園のような図書館と。

建設のコンセプトがもともとことばの蔵は公園のような図書館ということなので、公園に近い形になっているのかなと。ただ、酒は飲めないです

けれど公園のようになっているかなと、すごくゆるくさせていただいています。それは、だから、市の上層部がそういう感じで割と「自由に使ってもらおうよと、使ってもらって、なんぼや」みたいなことを言ってくれるので、その辺りは楽チンかなと。

（３）堀口氏、アルパック

アルパックの堀口です。笹尾さんに質問なのですが、ビーワイルドはいいなと思うのですが、やっぱり、自由利用というのは、自由であるということと大人であるということとがペアですね。先ほど、井之頭公園の話をされたときに、実はみんな自由なんだけど、ある程度の礼節があり、大人な対応をしているから矛盾がおきない。だから、ビーワイルドって結構難しいなと思ったのは、どこまで暴れていいんだろうと、その辺は自らたぐりながら、やっているのかなと。その辺のニュアンスはどう考えているのですか。

（笹尾氏の応答）

ある程度、見せ方や立ち振る舞いのバランス感覚とセンスを磨く必要はあると思います。親しみを持って見てもらえるかとか。他には、水辺ダイナーをするときに１つ空席を置いてみたりしています。こういった行為をよく思われない世間からの見られ方もあるので、ネクタイを締めてスーツを着ている人が１人居るというのも大事かもしれないと思っています。周りの人が「まあええか」「楽しそうやな」と思ってもらえるのか、「はしたない」と思われるのかその辺の微妙なところを研鑽しながら、距離を測っているわけです。

自由であることには、それなりの義務を伴うと考えると、その程度をどういうふうに設定するのか、先ほど藤本さんのコメントで評価の話になりましたが、公園における自分の義務ってなかなかわかりにくいな、どうやって測るんだろうというのが非常に難しいテーマだなと思います。利用者だけでなくそれを目撃する周りを含めてみんなが大人にならないといけないんだなという感じがしたところです。

義務が発生するからといって、アドプト制度や道路協力団体制度のように登録している団体だけが認められるというのも貧しいというかもったいないと思っています。普通の人であっても礼節をわきまえていれば当然できる権利があるはずです。少なくとも自由に使う人が周りの人の自由を奪っていないということが大原則かなと思いながら、取り組んでいます。

（４）鳴海、発表者

今の話に関連するのですが、子供を持つ５０歳くらいの父親が、最近、松田道雄さんの本を読んで感想を書いているのを目にしました。人と人の関係を学ぶ機会が本当に少なくなっている。親が見ていて叱らないといけない、昔の子供たちのように互いに学習することができない。これは本当に問題だと書いていました。

それでどうするかといっても結構難しい問題がありますが、コメントをいただいたお二人に質問して最後にしたいと思います。

藤本さんが自分でおっしゃったのですが、役人、行政の中にいて、上にも下にも文句が言える存在にどうやってなれたか、それと、綾野さんにも同じ質問で、自分が役所の中で違和感のない存在にどうやってなったかというのを、最後に教えていただいて締めにしたいなと。よろしくお願いします。

（藤本真里氏の応答）

この厚かましい性格以外で言うと、博物館という位置づけがとても良かったのだと思います。県や市といった行政ではない社会教育施設という位置です。行政と市民の間に入るのにもいいし、行政と行政の間に入るのにも好都合です。県や市が表に立つと、市民は、普段のうっぷんを言いたくなってしまいます。でも、博物館に生活の不満を言う人はいません。

（綾野昌幸氏の応答）

そうですね、けったいな公務員なので、いろんな意味で違和感があるんじゃないかという、よく言われたりするのですけれども、基本的にゆるい人間なので、全然部下に対しても威厳がないというか、目力もないし、なめられているというか、ほとんど同等に見られているという感じなので、一応、役所では部長級なんですけれども、部下のいろいろな奴らがいても、気楽にしゃべってくれる感じです。

今図書館の館長もしていますが、図書館の司書

がどんどん自分のやりたいことをがんがんと言ってくるのですよ。そういう意味ではやりやすいかなと思っています。そういうのが、全然ないので、入って３年目の人からも、僕がいろいろ聞きたいことがあって質問をするのです。「はい、質問」と言って挙げた手にハイタッチをして「いえ～い」とか。いやいやそれは違うだろという、そういう感じでもう全然なめられているとか、そんな存在なので、あまり違和感はないのかなと。いろいろなライブラリーオブザイヤーをもらったり、まちなか広場賞をもらったりということがあって、いろいろな所に行かせていただいたりするのですが、全然いろいろな所からたたかれるということはないと思っています。

市民の方ともフラットな感じで、市民の方も例えば商店街の理事長が出てきても、役職は関係ないですよ、平たいところで話をしましょうという感じだし、行政もそうです。部長だから、次長だから、課長だからというのも関係なしにフラットな感じで、〇〇さんでいきましょうという感じでやっているので、あまり違和感は持たれていないかなと自分では思っています。

（鳴海の〆）

それでは、予定の時間から少し過ぎましたけれど、この辺で締めにします。今日のプレゼンや意見交換をデータ化して公開する予定です。半年くらいかかりますが、文字として読むといろいろなことを考えて発展できますので、都市環境デザイン会議のホームページで紹介しますので、どうぞご期待してください。今日はどうも、ありがとうございました。

プロフィール

◇講演者

鳴海邦碩
大阪大学名誉教授、関西大学客員教授。日本都市計画学会元会長。大阪をはじめ関西の各地のまちづくりを支援。インドネシアをはじめアジア諸国の都市環境調査を行なってきた。サントリー学芸賞、不動産協会賞等を受賞。著書に、『都市の自由空間』『都市の魅力アップ』『失われた風景を求めて』他多数。

坂井　文
横浜国立大学工学部建築学科卒業後、JR 東日本にて駅ビル開発や駅施設設計にかかわる。ハーバード大学ランドスケープ修士終了後、ボストンのササキ・アソシエイツにて都市公園の計画設計を担当。オックスフォード大学研究員を経てロンドン大学 PhD。著書に『英国 CABE と建築デザイン・都市景観』(鹿島出版会、2014)。一級建築士。北海道大学工学部建築都市コース准教授を経て現職。

岡絵理子
関西大学環境都市工学部建築学科教授。京都府立大学生活科学部で住まいについて学び、大阪大学大学院環境工学専攻でまちをつくるすまいの研究をする。都市計画コンサルタント勤務、大阪大学大学院博士後期課程修了。博士(工学)。都市住宅学会関西支部の共同研究として、沿線まちづくり、タワーマンション研究などに取組んでいる。また、研究室として新しい住環境価値を見出すための社会実験に取り組んでいる。

笹尾和宏
大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻、経済学研究科経営学専攻、ともに修士。「水辺のまち再生プロジェクト」事務局。「都市空間を自分のものとしてもっと私的にもっと自由に使い合える状況」の推進に向け、水辺をはじめ、路上や公園、公開空地などの公共空間を対象に、生活者目線での実践・提案を行う。キーワードは"NO BORDER, BE WILD"。民間主体による公共空間マネジメントに従事。

◇コメンテーター

藤本真里
大阪大学大学院工学研究科博士課程修了，博士（工学）。人と自然の博物館にて生涯学習事業や学校教育支援事業を担当。住民参画型のまちづくり活動支援に関する研究等を行うかたわら、兵庫県下の市町のまちづくり関連の委員会、審議会等に参画。有馬富士公園については、開園前から運営計画策定やその実践に深く関わった。学位論文で日本造園学会賞、博物館活動に関する論文で兵庫自治学会賞受賞。

綾野昌幸
市民参加を重視した公園のような図書館を目指した、伊丹市立図書館「ことば蔵（ぐら）」の館長。 伊丹生まれ、伊丹育ち。大学卒業後は伊丹市役所へ。これまで地域の伝統行事の復活、「伊丹まちなかバル」の イベントの開催などを市民と共に進める。先進的な図書館を表彰する「Library of the Year」の 2016 年大賞受賞。

都市環境デザイン会議関西ブロック
2018 年第 1 回セミナー
改めて公共空間の自由利用について考える
報告書

作成　都市環境デザイン会議　関西ブロック
2018 年 4 月 24 日

問い合わせ先　鳴海邦碩　knarumi@spice.ocn.ne.jp

アーバンアウトドア

整えておくべきおすすめグッズ

思い立ったときにすぐ使える！あると便利で楽しいグッズをご紹介します。

ポータブルスピーカー

手持ちのスマホや mp3 プレーヤーを繋げて BGM が楽しめます。

グラス

グラスがちゃんとしている（硬質なプラスチック）だけで飲み物が抜群においしくなります。

カトラリー・食器

食事の道具がちゃんとしているだけで食べ物が抜群においしくなります。

テーブル・イス

「向き合って座る」「みんなで囲む」など、
空間をつくる上で大事なグッズです。

テーブルクロス

上述のテーブル・イスのややマッチョな感じを柔らかくしてくれます。

灯り

夜は手元に灯りがあれば、周りがそれなりに見えるし雰囲気も高まります。

リラクジングチェア

背もたれ付きのイスは、リビングルーム感を際立たせます。

ラグ・シート

ブルーシートと違って、肌触りが気持ちいいです。生地屋さんで気に入ったのを買って、裾の仕舞いさえつければ完成です。

ローテーブル

ものを置くスペースと座るスペースを区切ることが大事なので、
脚が無くても OK です。

楽器

持ち寄って演奏するのはもちろん、手慰みに触っても楽しいです。